

障害者の雇用の現状

令和元年度

栃木労働局職業安定部職業対策課

はじめに

障害者の雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、障害者の雇用義務等による雇用促進のための措置、職業リハビリテーションの措置、及び障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じた職業生活における自立を促進する措置の3項目を柱として障害者の職業の安定を図るための各種事業を推進しております。

この雇用対策の背景には、国際障害者年（昭和56年）以降に広まった「ノーマライゼーション」の理念（地域社会には何らかの障害を持った人が一定数いることが通常であることから、障害者も通常の生活環境の中で一市民としての生活が送れるように精神的、物理的な環境条件の整備を図っていく）に沿った社会の実現、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」に謳われた「地域社会における共生の実現」を目指して、国民がそれぞれの立場で努力していくことが重要であるといった考え方があります。

こうした中で、障害者に直接雇用の場を与えることができる事業主はとりわけ重要な立場にありますが、これらの法律等をご理解いただいた民間企業事業主等のご努力により、雇用される障害者数は年々増加する傾向にあります。

本県においても令和元年6月1日現在の雇用障害者数は4,539.5人となり、常時雇用する従業員の中の障害者の割合（実雇用率）も2.07%で昨年の実績を上回り、本県の障害者雇用は着実に進展しています。

平成30年4月から法定雇用率が民間企業で2.0%から2.2%に引き上げられ、対象企業も常用労働者50人以上から45.5人以上に拡大されたことから更なる雇用を推進しなければなりません。また、近年、精神障害者（発達障害者も含む）の就職件数が急増しており雇用が進んでいますが、一方で、症状が不安定であることやコミュニケーションが苦手なことから、早期離職に至る等職場定着が課題となっており、雇用促進に加えて職場定着を重点として取り組む必要があります。

今後は、障害者が希望や能力、適性を十分活かし、障害の特性に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会としていくため、障害者基本法の目的でもある「共生社会」の実現に向けて、各関係機関と連携を図りながら全力で取り組んでまいります。

本冊子は、栃木県内に本社を有する一定規模以上の企業に係る6月1日現在の障害者の雇用状況やその関連事項を取りまとめたものですので、このような障害者雇用における背景や環境をご理解いただき、各事業主の方々に幅広くご活用いただいて障害者の雇用促進と職業の安定に資していただければ幸いです。

令和2年2月

栃木労働局職業安定部職業対策課

目 次

第1 民間企業における雇用状況

1 概況	1
◎ 法定雇用率とは	2
第1表 年別の障害者の雇用状況（栃木県）	3
第2表 障害者の雇用状況（全国）	4
2 企業規模別の状況	5
第3表 規模別の障害者の雇用状況（栃木県）	6
第4表 規模別の障害者の雇用状況（全国）	7
3 産業別の状況	8
第5表 産業別の障害者の雇用状況（栃木県）	10
第6表 産業別の障害者の雇用状況（全国）	11
第6表-2 産業別の障害者の雇用状況（製造業における雇用状況）（全国）	12

第2 民間企業における雇用率に関する諸制度等

1 除外率設定業種及び除外率	13
2 「特例子会社」制度	14
3 都道府県別の実雇用率・法定雇用率達成企業割合（民間企業）	16
4 障害者雇用率達成指導の流れ	17
5 障害者雇用納付金制度	18

第3 公的機関・独立行政法人等における雇用状況

1 公的機関における雇用状況	19
2 地方独立行政法人等における雇用状況	19
第7表 公的機関・独立行政法人等における障害者の雇用状況（栃木県）	20
第8表 国・地方公共団体における障害者の在職状況	
① 法定雇用率2.5%が適用される国・地方公共団体（全国）	21
② 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会（全国）	21

【参考資料】

第1 栃木県の身体障害者の現状

1 身体障害者の数	22
第1図 身体障害者手帳交付状況	22
第2図 身体障害者数の推移	22
2 就職を希望する身体障害者の状況	23
第1表 身体障害者の職業紹介と求職登録の状況	23

第2 栃木県の知的障害者の現状	
1 知的障害者の数	24
第3図 療育手帳交付状況	24
第4図 知的障害者数の推移	24
2 就職を希望する知的障害者の状況	25
第2表 知的障害者の職業紹介と求職登録の状況	25
第3 栃木県の精神障害者の現状	
1 精神障害者の数	26
第5図 精神障害者保健福祉手帳交付状況	26
第6図 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移	26
2 就職を希望する精神障害者の状況	27
第3表 精神障害者の職業紹介と求職登録の状況	27
第4 障害者の就労支援	
1 ハローワークにおける障害者の就労支援	28
2 その他の障害者就労支援機関	29
3 障害者の雇用に関する主な助成・支援制度	30
第5 障害者に関する栃木労働局発表資料	
平成30年度 障害者の職業紹介状況等	32

第1 民間企業における雇用状況

1 概況

- (1) 栃木県内に本社のある民間企業（以下「県内本社企業」という。）のうち、障害者雇用率（以下「雇用率」という。）2.2%が適用される企業の令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況は、障害者を1人以上雇用すべき企業（常用労働者が45.5人以上の企業）数が1,253社で、当該企業に雇用されている障害者数は4,539.5人となっている。

このうち身体障害者については、重度身体障害者が1,640人（実人員820人）で、重度以外の身体障害者が1,051人、重度身体障害者の短時間労働者数が107人、重度以外の身体障害者の短時間労働者数が62.5人（実人員125人）となっている。

また、知的障害者については、重度知的障害者が284人（実人員142人）で、重度以外の知的障害者が693人、重度知的障害者の短時間労働者が53人、重度以外の知的障害者の短時間労働者が77.5人（実人員155人）となっている。

精神障害者については、短時間労働者以外の精神障害者が410人で、短時間労働者のうち特例該当者（※）は127人、短時間労働者の精神障害者が34.5人（実人員69人）となっている。

- (2) 県内本社企業が障害者を雇用している割合（実雇用率）は、2.07%で前年(2.00%)より0.07ポイント上昇した。

うち、身体障害者のみの実雇用率は1.31%で前年に比べて0.03ポイント上昇、知的障害者のみの実雇用率は0.51%で前年に比べて0.02ポイント上昇、精神障害者のみの実雇用率は0.26%で前年に比べて0.03ポイント上昇となった。

- (3) 県内本社企業の障害者の雇用状況を産業別にみると、「医療、福祉」、「製造業」、「サービス業」、「農林漁業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」6業種の実雇用率が民間企業全体の雇用率（2.07%）を上回っている。

また企業規模別にみると、45.5～100人未満、500～1,000人未満規模企業の実雇用率が全体の雇用率（2.07%）を下回るなど、依然として産業間・企業規模間の雇用状況に格差がみられる。

- (4) 県内本社企業の法定雇用率達成企業は706社で前年より27社増加し、未達成企業が547社と前年より11社減少したことから、法定雇用率達成企業の割合は56.3%となり、前年より1.4ポイント上昇した。

雇用率未達成企業547社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は385社とその70.4%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は328社となっており、企業全体に占める割合は26.2%と前年より0.4ポイント低下した。

(※) 以下に当てはまる短時間特例該当者は0.5人ではなく1人とカウントします。

(1) 平成28年6月2日以降に雇入れられた者であること。

(2) 平成28年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

第1表 民間企業における年度別障害者雇用状況

【栃木県】

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数		② 障害者の数(注2)										③ 障害者の数(注2)	④ 実雇用率 (③÷② ×100)	⑤ 雇用率達成 企業数 (割合)				
	企業数	法定雇用 障害者数 の算定 基礎となる 労働者数 (注1)	A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者以 外である 間労働者	D 重度身体 障害者以 外である 短時間労働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度知的 障害者以 外である 短時間労働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神障 害者であ る短時間 労働者	M 精神 障害者数 短時間 特別該当 (注3)	N 精神 障害者計 K+(L-M)× 0.5+M ※H29迄 (K+L×0.5)	O 合計 (E+J+N)		
平成18年	659	136,825	484	695	18	-	1,681	67	242	8	-	384	5	7	-	8.5	2,073.5	1.52%	311 (47.2%)
平成19年	751	147,641	530	749	25	-	1,834	85	271	7	-	448	26	11	-	31.5	2,313.5	1.57%	363 (48.3%)
平成20年	850	160,467	529	762	37	-	1,857	93	291	5	-	482	29	18	-	38.0	2,377.0	1.48%	368 (43.3%)
平成21年	824	158,877	531	767	41	-	1,870	103	312	15	-	533	36	25	-	48.5	2,451.5	1.54%	390 (47.3%)
平成22年	840	162,420	563	793	36	-	1,955	95	345	10	-	545	54	31	-	69.5	2,569.5	1.58%	413 (49.2%)
平成23年	881	175,895.0	611	822	36	57	2,108.5	110	335	18	31	588.5	66	36	-	84.0	2,781.0	1.58%	438 (49.7%)
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	-	115.0	2,880.5	1.59%	462 (49.5%)
平成25年	1,049	188,466.0	653	910	54	69	2,304.5	114	427	24	55	706.5	126	57	-	154.5	3,165.5	1.68%	485 (46.2%)
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	791.0	159	60	-	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	-	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)
平成28年	1,074	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	889.0	232	93	-	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)
平成29年	1,106	206,355.0	772	989	109	116	2,700.0	131	610	68	135	1,007.5	281	199	-	380.5	4,088.0	1.98%	665 (60.1%)
平成30年	1,237	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	1,063.0	354	174	117	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)
令和元年	企業 1,253	218,954.5	人 820	人 1,051	人 107	人 125	人 2,860.5	人 142	人 693	人 53	人 155	人 1,107.5	人 410	人 196	人 127	人 571.5	人 4,539.5	2.07%	企業 706 (56.3%)

(注1)「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは常用労働者数から除外労働者数(身体障害者及び知的障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
(注2)「障害者の数」の算出に当たっては、③A欄、F欄の重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、D欄、I欄の重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者及びL欄(平成29年以前)の精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
(注3)精神障害者数短時間特別該当について:精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当するものは、0.5ではなく1とカウントします。(1)平成28年6月2日以降に採用された者であること。(2)平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

第2表 民間企業における障害者の雇用状況

【全国】

令和元年6月1日現在

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)			
企業	人	人	人	人	人	人	企業	%
101,889	26,585,858.0	121,377	278,430	16,845	45,159	62,015.0	48,898	48.0
(平成30年)	(26,104,834.5)	(117,892)	(262,305)	(16,026)	(41,309)	(60,491.5)	(46,217)	(45.9)

(注)1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 B欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

- ①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

2 企業規模別の状況

(1) 雇用されている障害者の数は、4,343.5人となり、すべての企業規模区分で前年より増加した。この雇用者数の増減を障害種別にみても、次のとおりとなっている。

① 身体障害者

- ・45.5～100人未満規模で19.0人（対前年4.7%）の増加
- ・100～300人未満規模で15.5人（対前年1.6%）の減少
- ・300～500人未満規模で48.0人（対前年13.7%）の増加
- ・500～1,000人未満規模で31.5人（対前年10.4%）の減少
- ・1,000人以上規模で59.5人（対前年8.1%）の増加

② 知的障害者

- ・45.5～100人未満規模で16.0人（対前年7.6%）の増加
- ・100～300人未満規模で5.0人（対前年1.3%）の減少
- ・300～500人未満規模で10.0人（対前年9.5%）の増加
- ・500～1,000人未満規模で3.5人（対前年2.8%）の減少
- ・1,000人以上規模で27.0人（対前年12.0%）の増加

③ 精神障害者

- ・45.5～100人未満規模で17.0人（対前年19.4%）の増加
- ・100～300人未満規模で13.5人（対前年8.3%）の増加
- ・300～500人未満規模で21.0人（対前年32.1%）の増加
- ・500～1,000人未満規模で10.5人（対前年17.1%）の減少
- ・1,000人以上規模で31.0人（対前年25.2%）の増加

(2) 実雇用率は、次のとおりすべての規模区分の企業で前年を上回った。

- ・45.5～100人未満規模 1.75%（対前年0.06ポイント上昇）
- ・100～300人未満規模 2.15%（対前年0.01ポイント上昇）
- ・300～500人未満規模 2.12%（対前年0.18ポイント上昇）
- ・500～1,000人未満規模 2.06%（対前年0.03ポイント上昇）
- ・1,000人以上規模 2.21%（対前年0.12ポイント上昇）

(3) 法定雇用率達成企業の割合は、次のとおり100～300人未満の規模区分の企業で前年を下回った。

- ・45.5～100人未満規模 53.4%（対前年1.5ポイント上昇）
- ・100～300人未満規模 61.2%（対前年0.4ポイント低下）
- ・300～500人未満規模 51.9%（対前年7.2ポイント上昇）
- ・500～1,000人未満規模 48.5%（対前年2.6ポイント上昇）
- ・1,000人以上規模 64.0%（対前年24.9ポイント上昇）

第3表 民間企業における企業規模別の障害者の雇用状況

令和元年6月1日現在

項目	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数 (注1)	⑥ 障害者の数(注2)										⑦ 実雇用率 (⑥÷⑤×100)	⑧ 雇用率達成企業数 (割合)	⑨ 法定雇用障害者に不足する障害者数					
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度知的障害者以外である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G×0.5)				K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者数 短時間労働者 特別該当 (注3)	N 精神障害者計 (K+L-M)×0.5	O 合計 (E+J+N)
45.5~ 100人未満	639	42,018	5,296	44,666.0	43,116.0	103	181	23	29	424.5	24	128	31	40	227.0	54	63	38	104.5	756.0	1.75%	341 (53.4%)	307.0
	616	40,633	4,822	43,044.0	41,535.0	100	172	21	25	405.5	25	113	32	32	211.0	41	60	33	87.5	704.0	1.69%	320 (51.9%)	304.0
100~ 300人未満	477	73,054	7,677	76,892.5	71,722.5	272	367	43	38	973.0	62	236	9	44	391.0	126	60	39	175.5	1,539.5	2.15%	292 (61.2%)	301.5
	485	74,129	7,448	77,853.0	72,551.0	275	371	46	43	988.5	62	242	11	38	396.0	114	57	39	162.0	1,546.5	2.13%	299 (61.6%)	316.0
300~ 500人未満	79	28,487	3,278	30,126.0	28,254.0	118	135	13	28	398.0	10	74	6	30	115.0	63	27	20	86.5	599.5	2.12%	41 (51.9%)	90.5
	76	27,327	2,672	28,663.0	26,859.0	104	126	8	16	350.0	10	68	7	20	105.0	52	14	13	65.5	520.5	1.94%	34 (44.7%)	101.5
500~ 1,000人未満	33	22,861	2,125	23,923.5	21,643.5	73	109	11	12	272.0	15	81	2	19	122.5	45	7	5	51.0	445.5	2.06%	16 (48.5%)	48.5
	37	24,976	2,603	26,277.5	24,173.5	86	116	10	11	303.5	12	93	2	14	126.0	54	9	6	61.5	491.0	2.03%	17 (45.9%)	60.5
1,000人以上	25	54,582	6,555	57,859.5	54,218.5	254	259	17	18	793.0	31	174	5	22	252.0	122	39	25	154.0	1,199.0	2.21%	16 (64.0%)	37.5
	23	51,554	6,852	54,980.0	51,777.0	230	215	44	29	733.5	32	150	4	14	225.0	93	34	26	123.0	1,081.5	2.09%	9 (39.1%)	78.5
規模別合計	企業 1,253	人 221,002	人 24,931	人 233,467.5	人 218,954.5	人 820	人 1,051	人 107	人 125	人 2,860.5	人 142	人 693	人 53	人 155	人 1,107.5	人 410	人 196	人 127	人 571.5	人 4,539.5	企業 2.07%	企業 706 (56.3%)	人 785.0
	1,237	218,619	24,397	230,817.5	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	1,063.0	354	174	117	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)	860.5

(注)第1表と同じ。下段は前年度実績(H30年度)

第4表 民間企業における企業規模別の障害者の雇用状況

【全国】

令和元年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数		③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
		A. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注4)	C. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者である 短時間労働者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神 障害者である 短時間労働者 (注5)	F. うち新規 雇用分					
45.5～ 100人未満	企業 50,055 (49,370)	人 3,316,709.0 (3,275,003.0)	人 28,881 (28,006)	人 2,935 (2,864)	人 8,779 (8,174)	人 56,679.5 (54,927.0)	人 6,927.0 (6,838.0)	% 1.71 (1.68)	企業 22,796 (21,794)	45.5%	
100～ 300人未満	36,578 (36,173)	5,646,290.5 (5,582,387.5)	56,463 (54,188)	4,811 (4,496)	12,444 (10,847)	111,128.0 (106,521.5)	13,627.5 (13,696.5)	1.97 (1.91)	19,041 (18,127)	52.1% (50.1)	
300～ 500人未満	7,031 (6,965)	2,492,011.0 (2,469,779.5)	24,629 (23,052)	1,682 (1,538)	4,025 (3,670)	49,399.5 (46,877.0)	5,727.5 (5,307.5)	1.98 (1.90)	3,087 (2,795)	43.9% (40.1)	
500～ 1,000人未満	4,820 (4,720)	3,099,057.0 (3,036,954.5)	32,903 (30,719)	1,927 (1,792)	4,723 (4,386)	65,439.5 (62,408.0)	7,675.5 (7,339.5)	2.11 (2.05)	2,115 (1,895)	43.9% (40.1)	
1,000人以上	3,405 (3,358)	12,031,790.5 (11,740,710.0)	135,554 (126,340)	5,490 (5,336)	15,188 (14,232)	277,962.0 (264,036.0)	28,057.5 (27,310.0)	2.31 (2.25)	1,859 (1,606)	54.6% (47.8)	
規模計合計	企業 101,889 (100,586)	人 26,585,858.0 (26,104,834.5)	人 278,430 (262,305)	人 16,845 (16,026)	人 45,159 (41,309)	人 560,608.5 (534,769.5)	人 62,015.0 (60,491.5)	% 2.11 (2.05)	企業 48,898 (46,217)	48.0% (45.9)	

(注) 第2表と同じ。下段は前年度実績(H30年度)

3 産業別の状況

- (1) 雇用されている障害者の数が前年より増加したのは、「製造業」で52.0人、「医療,福祉」で45.0人、「卸売業,小売業」で43.5人、「教育,学習支援業」で27.0人、「サービス業」で15.0人、「運輸業,郵便業」で11.0人、「宿泊業,飲食サービス業」で7.0人、「学術研究,専門・技術サービス業」で6.5人、「建設業」で4.0人、「農林漁業」で3.5人、「不動産業,物品賃貸業」で2.0人、「複合サービス業」で2.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」で1.0人とそれぞれ増加した。
- (2) 雇用されている障害者の数が前年より減少したのは、「生活関連サービス業,娯楽業」で12.5人、「情報通信業」で9.0人、「鉱業,採石業,砂利採取業」で2.0人とそれぞれ減少した。
- (3) この雇用者数の増減を障害種別で見ると、
- ① 身体障害者が増加した産業は、「製造業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「卸売業,小売業」、「建設業」、「農林漁業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス業」であり、減少した産業は、「情報通信業」、「サービス業」、「運輸業,郵便業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「金融業,保険業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「宿泊業,飲食サービス業」となっている。
 - ② 知的障害者が増加した産業は、「サービス業」、「卸売業,小売業」、「運輸業,郵便業」、「製造業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「医療,福祉」、「学術研究,専門・技術サービス業」であり、減少した産業は、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス業」、「教育,学習支援業」、「不動産業,物品賃貸業」となっている。
 - ③ 精神障害者が増加した産業は、「医療,福祉」、「製造業」、「卸売業,小売業」、「サービス業」、「教育,学習支援業」、「運輸業,郵便業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「金融業,保険業」、「複合サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「宿泊業,飲食サービス業」であり、減少した産業は、「農林漁業」となっている。
- (4) 全体の実雇用率(2.07%)を上回った産業は、次のとおりとなっている。
- ・「医療,福祉」 2.31% (対前年0.05ポイント増)
 - ・「製造業」 2.18% (対前年0.08ポイント増)
 - ・「サービス業」 2.11% (対前年0.11ポイント増)
 - ・「農林漁業」 2.09% (対前年比0.39ポイント増)
 - ・「卸売業,小売業」 2.08% (対前年0.07ポイント増)
 - ・「生活関連サービス業,娯楽業」 2.08% (対前年0.01ポイント増)
- また、全体の実雇用率(2.00%)を下回った産業は、次のとおりとなっている。
- ・「鉱業,採石業,砂利採取業」 0.16% (対前年0.53ポイント減)
 - ・「電気・ガス・熱供給・水道業」 0.57% (対前年0.27ポイント増)
 - ・「学術研究,専門・技術サービス業」 1.49% (対前年0.26ポイント増)

- ・「建設業」 1.55% (対前年 0.03 ポイント増)
- ・「情報通信業」 1.70% (対前年 0.12 ポイント減)
- ・「運輸業, 郵便業」 1.73% (対前年 0.01 ポイント増)
- ・「複合サービス業」 1.75% (対前年 0.05 ポイント増)
- ・「宿泊業, 飲食サービス業」 1.77% (対前年 0.08 ポイント増)
- ・「不動産業, 物品賃貸業」 1.93% (対前年 0.12 ポイント増)
- ・「教育, 学習支援業」 1.95% (対前年 0.20 ポイント増)
- ・「金融業, 保険業」 1.99% (対前年 0.03 ポイント増)

(5) 全体の法定雇用率達成企業割合 (56.3%) を上回った産業は、次のとおりとなっている。

- ・「医療, 福祉」 68.8% (対前年 1.9 ポイント増)
- ・「製造業」 61.0% (対前年 0.2 ポイント増)
- ・「農林漁業」 60.0% (対前年 6.7 ポイント減)
- ・「サービス業」 56.8% (対前年 6.8 ポイント増)

また、全体の法定雇用率達成企業割合 (56.3%) を下回った産業は、次のとおりとなっている。

- ・「鉱業, 採石業, 砂利採取業」 0.0% (対前年 25.0 ポイント減)
- ・「電気・ガス・熱供給・水道業」 25.0% (対前年 25.0 ポイント増)
- ・「情報通信業」 29.4% (対前年 3.9 ポイント減)
- ・「複合サービス事業」 33.3% (対前年 4.7 ポイント増)
- ・「不動産業, 物品賃貸業」 40.0% (対前年 3.8 ポイント減)
- ・「生活関連サービス業, 娯楽業」 40.7% (対前年 4.3 ポイント減)
- ・「学術研究, 専門・技術サービス業」 43.8% (対前年 22.4 ポイント増)
- ・「教育, 学習支援業」 45.8% (対前年 0.3 ポイント増)
- ・「卸売業, 小売業」 46.6% (対前年 4.7 ポイント増)
- ・「運輸業, 郵便業」 50.0% (対前年 0.6 ポイント増)
- ・「金融業, 保険業」 50.0% (対前年 6.3 ポイント減)
- ・「宿泊業, 飲食サービス業」 51.4% (対前年 2.9 ポイント減)
- ・「建設業」 53.7% (対前年 4.2 ポイント減)

第5表 民間企業における産業別の障害者の雇用状況

令和元年6月1日現在

【栃木県】

項目	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	⑥ 障害者の数(注2)										⑦ 実雇用率 (⑥÷⑤×100)	⑧ 雇用率達成企業数	⑨ 法定雇用障害者数に不足する障害者数						
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度以外の知的障害者である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G×0.5)				K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者短時間特別該当者 (注3)	N 精神障害者計 (K+L-M)×0.5+M	O 合計 (E+J+H)	うち 新規雇用
農林漁業	10	638	64	670.0	670.0	4	5	0	0	13.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	14.0	2.09%	6	4.0	
鉱業、採石、砂利採取業	3	323	3	324.5	307.5	0	0	0	0	0.5	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.5	0.0	0.16%	0	5.5	
建設業	41	5,706	82	5,747.0	4,705.0	22	23	0	0	67.0	0	2	0	0	2.0	4	0	0	4.0	73.0	1.55%	22	29.0	
製造業(計)	395	59,182	2,545	60,454.5	60,140.5	242	352	15	16	859.0	51	233	4	13	345.5	91	19	11	106.0	1310.5	2.18%	241	200.0	
食料品・たばこ	58	8,825	1,105	9,377.5	9,377.5	20	50	4	8	98.0	5	71	0	8	85.0	26	3	2	28.5	211.5	2.26%	36	32.0	
繊維工業	11	1,023	44	1,045.0	1,045.0	4	10	0	0	18.0	1	2	0	4.0	3	2	1	4.5	26.5	5.0	2.54%	7	4.0	
木材・家具	14	2,143	32	2,159.0	2,159.0	6	16	0	0	28.0	2	12	0	16.0	2	0	0	2.0	46.0	2.0	2.13%	9	6.0	
パルプ・紙・印刷	17	1,335	121	1,395.5	1,395.5	9	9	1	1	28.5	15	12	4	2	47.0	2	2	1	3.5	79.0	4.0	5.66%	10	7.0
化学工業	42	4,253	217	4,361.5	4,357.5	15	23	0	0	53.0	8	15	0	31.0	2	1	1	3.0	87.0	7.0	2.00%	25	20.0	
窯業・土石	15	1,473	32	1,489.0	1,485.0	3	8	1	1	15.5	0	1	0	1.0	2	1	0	2.5	19.0	2.0	1.28%	6	11.5	
鉄鋼	9	1,692	38	1,711.0	1,475.0	10	7	2	0	29.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	29.0	0.0	1.97%	6	7.0	
非鉄金属	14	2,294	40	2,314.0	2,246.0	6	13	0	0	25.0	1	5	0	7.0	5	0	0	5.0	37.0	2.0	1.65%	6	11.0	
金属製品	50	4,457	123	4,518.5	4,518.5	12	34	0	0	58.0	4	18	0	26.0	5	3	1	7.0	91.0	7.0	2.01%	30	22.5	
電気機械	25	8,903	149	8,977.5	8,977.5	57	56	4	1	174.5	1	15	0	17.0	10	0	0	10.0	201.5	27.0	2.24%	16	11.5	
その他機械	105	18,148	406	18,351.0	18,349.0	88	93	3	4	274.0	9	66	0	2	85.0	25	3	1	27.0	386.0	37.5	2.10%	65	50.5
その他	35	4,636	238	4,755.0	4,755.0	12	33	0	1	57.5	5	16	0	26.5	9	4	4	13.0	97.0	16.0	2.04%	25	17.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	345	17	353.5	353.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	2	0	0	2.0	2.0	1.0	0.57%	1	4.0	
情報通信業	17	3,860	141	3,930.5	3,930.5	23	13	2	0	61.0	0	1	0	1.0	5	0	0	5.0	67.0	1.0	1.70%	5	15.0	
運輸業、郵便業	78	11,716	1,702	12,567.0	10,378.0	35	51	6	7	130.5	3	23	3	34.5	5	10	9	14.5	179.5	30.0	1.73%	39	61.5	
卸売業、小売業	161	38,960	7,988	42,954.0	42,949.0	139	144	28	28	464.0	24	175	33	54	283.0	80	84	48	146.0	893.0	111.5	2.08%	75	134.0
金融業、保険業	16	7,781	780	8,171.0	8,171.0	50	49	4	2	154.0	0	2	0	2.0	7	0	0	7.0	163.0	10.0	1.99%	8	14.0	
不動産業、物品賃貸業	15	4,001	105	4,053.5	4,050.5	19	25	2	0	65.0	0	1	0	1.0	12	0	0	12.0	78.0	7.0	1.93%	6	11.0	
学術研究、専門・技術サービス業	16	1,873	87	1,916.5	1,912.5	4	5	2	2	16.0	0	2	2	4.5	6	2	2	8.0	28.5	6.5	1.49%	7	11.5	
宿泊業、飲食サービス業	37	4,954	2,624	6,266.0	6,266.0	11	18	4	10	49.0	4	37	1	12	52.0	8	3	1	10.0	111.0	20.0	1.77%	19	29.5
生活関連サービス業、娯楽業	54	5,390	1,316	6,048.0	6,048.0	14	11	4	2	44.0	15	35	1	4	68.0	5	9	8	13.5	125.5	15.5	2.08%	22	31.5
教育、学習支援業	24	13,364	560	13,654.0	10,331.0	54	50	4	5	164.5	0	7	0	7.0	26	4	4	30.0	201.5	33.5	1.95%	11	26.5	
医療、福祉	256	39,443	4,330	41,608.0	34,730.0	133	175	26	36	485.0	22	107	9	59	189.5	80	57	39	128.0	802.5	122.5	2.31%	176	119.5
複合サービス業	15	4,648	151	4,723.5	4,698.5	19	22	1	0	61.0	1	8	0	10.0	11	0	0	11.0	82.0	6.0	1.75%	5	16.0	
サービス業	111	18,818	2,416	20,026.0	19,313.0	51	108	9	16	227.0	22	60	0	7	107.5	67	8	5	73.5	408.0	79.5	2.11%	63	72.5
企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業
合計	1,253	221,002	24,931	233,467.5	218,954.5	820	1,051	107	125	2,860.5	142	693	53	155	1,107.5	410	196	127	571.5	4,539.5	589.5	2.07%	706	785.0

(注)第1表と同じ

第6表 民間企業における産業別の障害者の雇用状況

令和元年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	C.重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5			
農、林、漁業	365 (359)	42,366.5 (40,690.5)	191 (172)	594 (548)	35 (25)	126 (132)	1,074.0 (983.0)	2.54 (2.42)	219 (212)	60.0 (59.1)
鉱業、採石業, 砂利採取業	72 (73)	10,420.5 (10,463.5)	49 (52)	105 (99)	1 (3)	4 (5)	206.0 (208.5)	1.98 (1.99)	39 (44)	54.2 (60.3)
建設業	4,251 (4,157)	803,549.0 (785,272.0)	3,986 (3,855)	6,802 (6,349)	212 (197)	266 (246)	15,119.0 (14,379.0)	1.88 (1.83)	2,042 (1,890)	48.0 (45.5)
製造業	25,238 (24,979)	7,108,849.5 (6,990,815.0)	37,003 (36,147)	73,435 (68,944)	1,688 (1,572)	3,735 (3,231)	150,996.5 (144,425.5)	2.12 (2.07)	13,613 (13,025)	53.9 (52.1)
電気・ガス・熱供 給・水道業	254 (248)	215,501.5 (215,413.0)	1,262 (1,231)	2,278 (2,182)	30 (37)	41 (41)	4,852.5 (4,701.5)	2.25 (2.18)	122 (112)	48.0 (45.2)
情報通信業	5,468 (5,263)	1,561,346.5 (1,514,800.5)	7,070 (6,890)	12,568 (11,574)	276 (272)	366 (337)	27,167.0 (25,794.5)	1.74 (1.70)	1,473 (1,335)	26.9 (25.4)
運輸業、郵便業	7,336 (7,188)	1,597,562.0 (1,586,010.5)	7,474 (7,269)	18,212 (17,505)	822 (810)	1,894 (1,841)	34,929.0 (33,773.5)	2.19 (2.13)	3,989 (3,732)	54.4 (51.9)
卸売業、小売業	15,933 (15,955)	4,306,939.0 (4,300,319.0)	15,581 (15,330)	44,415 (42,312)	3,116 (3,026)	9,685 (9,085)	83,535.5 (80,540.5)	1.94 (1.87)	6,073 (5,771)	38.1 (36.2)
金融業、保険業	1,408 (1,405)	1,159,132.5 (1,201,221.0)	6,357 (6,464)	11,220 (11,050)	259 (256)	375 (394)	24,380.5 (24,431.0)	2.10 (2.03)	545 (498)	38.7 (35.4)
不動産業, 物品賃貸業	1,945 (1,897)	466,653.5 (447,970.5)	1,791 (1,647)	4,185 (3,853)	204 (209)	434 (375)	8,188.0 (7,543.5)	1.75 (1.68)	658 (598)	33.8 (31.5)
学術研究、専門・ 技術サービス業	3,171 (3,065)	1,043,055.0 (914,498.0)	4,342 (3,685)	10,131 (7,863)	525 (475)	1,517 (1,401)	20,098.5 (16,408.5)	1.93 (1.79)	1,065 (961)	33.6 (31.4)
宿泊業、飲食 サービス業	3,153 (3,143)	880,808.0 (870,400.0)	3,002 (2,813)	9,285 (8,763)	1,153 (1,176)	3,394 (3,311)	18,139.0 (17,220.5)	2.06 (1.98)	1,453 (1,359)	46.1 (43.2)
生活関連サー ビス業、娯楽業	2,977 (3,010)	534,754.0 (530,465.0)	2,353 (2,322)	6,499 (6,180)	536 (530)	1,308 (1,288)	12,395.0 (11,998.0)	2.32 (2.26)	1,242 (1,228)	41.7 (40.8)
教育、学習支援業	2,149 (2,116)	486,793.5 (478,716.0)	2,007 (1,954)	3,777 (3,590)	226 (201)	385 (333)	8,209.5 (7,865.5)	1.69 (1.64)	805 (744)	37.5 (35.2)
医療、福祉	16,880 (16,601)	2,910,097.0 (2,858,196.5)	13,719 (13,430)	38,683 (37,737)	5,243 (4,946)	16,009 (14,189)	79,368.5 (76,637.5)	2.73 (2.68)	10,397 (9,876)	61.6 (59.5)
複合サービス事業	951 (956)	306,822.0 (306,252.0)	1,405 (1,393)	2,926 (2,768)	167 (152)	344 (316)	6,075.0 (5,864.0)	1.98 (1.91)	406 (383)	42.7 (40.1)
サービス業	10,338 (10,171)	3,151,208.0 (3,053,331.5)	13,785 (13,238)	33,315 (30,988)	2,352 (2,139)	5,276 (4,784)	65,875.0 (61,995.0)	2.09 (2.03)	4,757 (4,449)	46.0 (43.7)
産業計	101,889 (100,586)	26,585,858.0 (26,104,834.5)	121,377 (117,892)	278,430 (262,305)	16,845 (16,026)	45,159 (41,309)	560,608.5 (534,769.5)	2.11 (2.05)	48,898 (46,217)	48.0 (45.9)

(注) 第2表に同じ。下段は前年度実績(平成30年度)

第6表-2 民間企業における産業別の障害者の雇用状況（製造業における雇用状況）

令和元年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数				③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分					
								人	人			
食料品・たばこ	3,995 (3,989)	898,761.5 (898,084.5)	12,645 (12,097)	1,500 (1,232)	21,499.0 (20,715.0)	2,158.5 (1,973.0)	2.39 (2.31)	2,532 (2,477)	63.4 (62.1)			
繊維・衣服	991 (985)	144,984.0 (145,299.0)	1,841 (1,827)	145 (134)	3,375.5 (3,370.0)	252.5 (259.5)	2.33 (2.32)	614 (634)	62.0 (64.4)			
木材・家具	535 (539)	79,914.5 (78,665.5)	939 (911)	23 (26)	1,664.5 (1,621.0)	109.5 (113.0)	2.08 (2.06)	325 (311)	60.7 (57.7)			
パルプ・紙・印刷	1,920 (1,923)	374,938.0 (376,470.5)	3,846 (3,653)	158 (144)	7,480.0 (7,312.0)	623.0 (515.5)	1.99 (1.94)	995 (950)	51.8 (49.4)			
化学工業	2,681 (2,605)	905,612.5 (891,316.0)	8,835 (8,313)	319 (280)	18,880.5 (18,075.0)	1,564.5 (1,421.0)	2.08 (2.03)	1,301 (1,205)	48.5 (46.3)			
窯業・土石	708 (686)	134,353.0 (132,023.5)	1,334 (1,281)	72 (57)	2,611.0 (2,512.5)	208.0 (193.5)	1.94 (1.90)	382 (356)	54.0 (51.9)			
鉄鋼	551 (555)	152,413.5 (149,278.5)	1,563 (1,515)	46 (36)	3,066.0 (2,958.0)	195.5 (192.0)	2.01 (1.98)	292 (289)	53.0 (52.1)			
非鉄金属	469 (466)	137,354.0 (133,866.0)	1,341 (1,225)	60 (43)	2,846.0 (2,689.5)	218.5 (222.0)	2.07 (2.01)	252 (243)	53.7 (52.1)			
金属製品	2,596 (2,497)	367,308.5 (357,067.0)	3,920 (3,689)	167 (140)	7,259.5 (6,974.0)	580.0 (563.0)	1.98 (1.95)	1,351 (1,280)	52.0 (51.3)			
電気機械	2,510 (2,495)	1,210,001.0 (1,188,010.5)	10,902 (10,086)	340 (324)	26,565.0 (25,360.0)	1,809.5 (1,582.5)	2.20 (2.13)	1,373 (1,337)	54.7 (53.6)			
その他機械	5,684 (5,642)	1,996,418.0 (1,956,962.0)	19,082 (17,836)	484 (425)	41,265.0 (39,399.5)	3,255.5 (3,004.0)	2.07 (2.01)	2,884 (2,743)	50.7 (48.6)			
その他	2,598 (2,597)	706,791.0 (683,772.0)	7,187 (6,511)	421 (390)	14,484.5 (13,439.0)	1,244.5 (1,074.5)	2.05 (1.97)	1,312 (1,200)	50.5 (46.2)			
製造業計	25,238 (24,979)	7,108,849.5 (6,990,815.0)	73,435 (68,944)	3,735 (3,231)	150,996.5 (144,425.5)	12,219.5 (11,113.5)	2.12 (2.07)	13,613 (13,025)	53.9 (52.1)			

(注) 第2表に同じ。下段は前年度実績(平成30年度)

第2 民間企業における雇用率に関する諸制度等

1 除外率設定業種及び除外率

除外率制度は、一律の法定雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、特定の業種について除外率に相当する労働者数を控除する制度ですが、ノーマライゼーションの観点から、平成14年の法改正により段階的に引き下げ・縮小することとされています。

除外率設定業種	除外率	
	～H16.3	H16.4～ H22.7～
有機化学工業製品製造業、石油製品・石炭製品製造業、輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	15% → 5%	→ 0%
その他の運輸に付帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。)、電気業、郵便局	20% → 10%	→ 0%
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。)、倉庫業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	25% → 15%	→ 5%
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)、その他の鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、水運業	30% → 20%	→ 10%
非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	35% → 25%	→ 15%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業(信書便事業を含む。)	40% → 30%	→ 20%
港湾運送業	45% → 35%	→ 25%
鉄道業、医療業、高等教育機関	50% → 40%	→ 30%
林業(狩猟業を除く。)	55% → 45%	→ 35%
金属鉱業、児童福祉事業	60% → 50%	→ 40%
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	65% → 55%	→ 45%
石炭・亜炭鉱業	70% → 60%	→ 50%
道路旅客運送業、小学校	75% → 65%	→ 55%
幼稚園	80% → 70%	→ 60%
船員等による船舶運航等の事業	100% → 90%	→ 80%

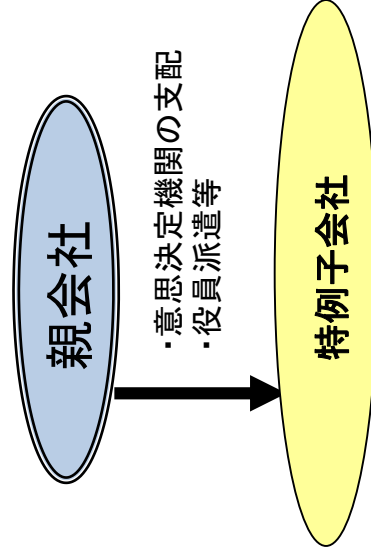
2 「特例子会社」制度

障害者雇用率制度において、障害者の雇用の確保（＝法定雇用率）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしております。

また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定も可能とした制度があります。

〔特例子会社制度〕

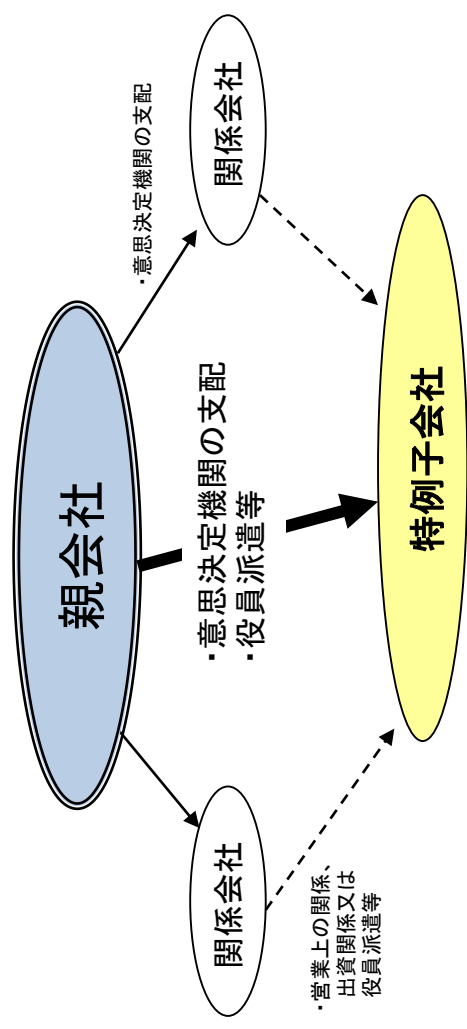


→ **特例子会社を親会社に合算して
実雇用率を算定**

令和元年6月1日現在 517社

※要件等の概要は次項参照

〔グループ適用〕



→ **関係会社を含め、グループ全体を親会社に合算して
実雇用率を算定**

○「特例子会社」のメリットと要件の概要

事業主にとってのメリット

- ・ 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・ 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。
- ・ 障害者の受け入れに当たっての設備や人的資源を集中化できる。
- ・ 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。



障害者にとってのメリット

- ・ 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・ 障害者に配慮された職場環境の中で、各個人の能力を發揮する機会が確保される。

【特例子会社の要件】

- (1) 株式会社であること
- (2) 常用障害者の数が5人以上、かつ、全常用労働者に占める割合が20%以上
- (3) 雇用障害者全数に占める重度身体障害者・知的障害者・精神障害者の合計数の割合が30%以上
- (4) 作業施設・設備を改善し、職業生活の専任指導員の配置を行う等、障害者雇用 に特別な配慮を行っていること
- (5) 障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること

【子会社判定の支配力基準】

次のいずれかの要件を満たす場合に、子会社の意思決定機関を支配していると判断します。

- (1) 議決権の過半数を所有している場合(持株基準)
- (2) 議決権の40%以上50%以下を所有し、かつ以下の①～⑤の要件のうち、いずれかに該当する場合
 - ① 自己と緊密者及び同意者の議決権を合わせて特例子会社の過半数を所有
 - ② (元)役員・使用人が取締役会等の意思決定機関構成員の過半数を占有
 - ③ 重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等の存在
 - ④ 資金調達額の総額の過半について融資等を実行
 - ⑤ その他、意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在
- (3) 議決権の40%未満しか所有していないが、自己と緊密者及び同意者の議決権を合わせて過半数の議決権を所有し、かつ上記(2)の②～⑤の要件のうち、いずれかに該当する場合

3 都道府県別の実雇用率・法定雇用率達成企業割合（民間企業）

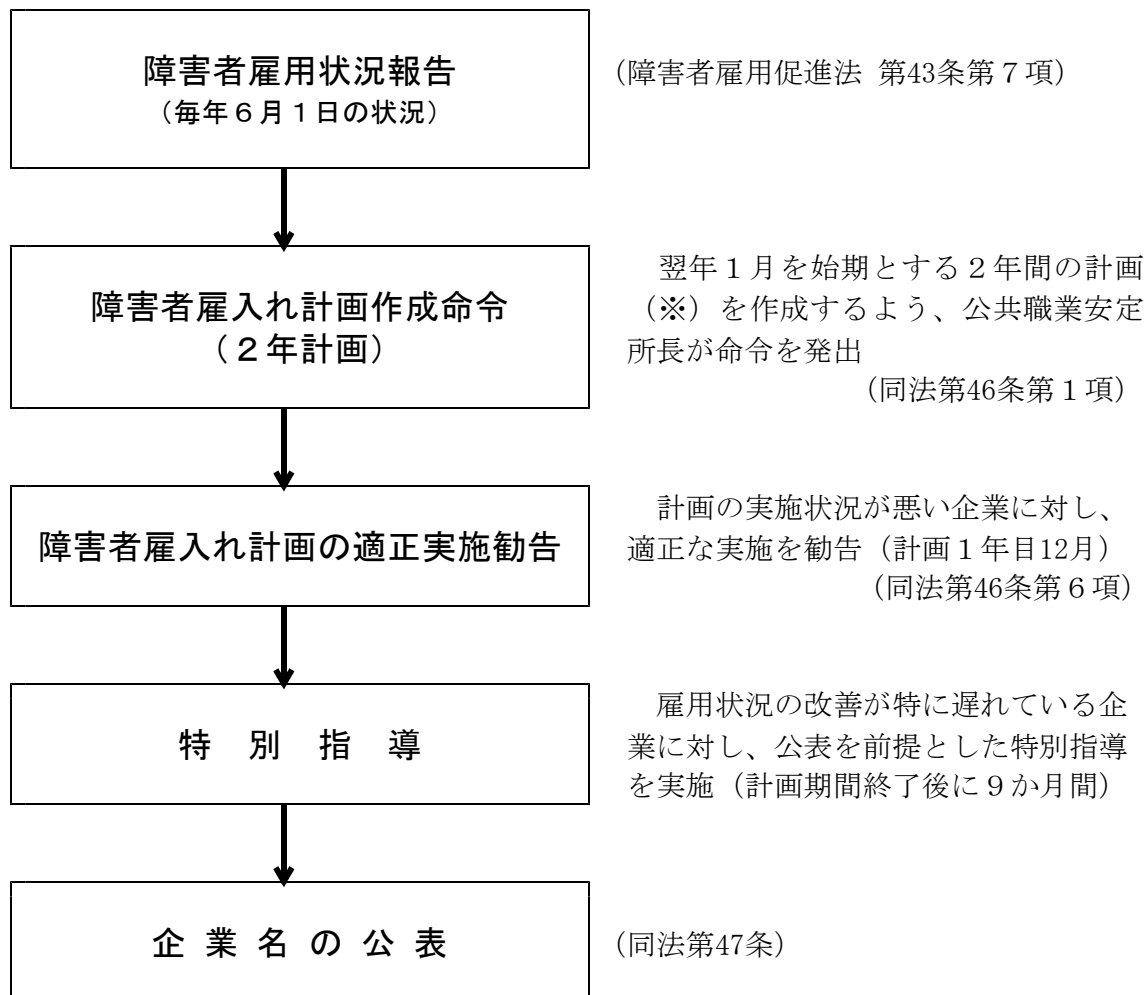
令和元年6月1日現在

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.11	0.06	48.0	2.1	48,898	101,889
北海道	2.27	0.07	50.4	2.1	1,883	3,735
青森	2.29	0.06	55.1	2.2	546	991
岩手	2.27	0.05	56.6	1.6	576	1,018
宮城	2.11	0.06	50.4	1.2	788	1,564
秋田	2.14	0.07	60.4	2.4	463	766
山形	2.09	0.03	53.2	2.4	511	960
福島	2.11	0.07	54.7	1.6	801	1,464
茨城	2.14	0.07	50.4	0.7	811	1,609
栃木	2.07	0.07	56.3	1.4	706	1,253
群馬	2.14	0.08	56.0	2.6	869	1,552
埼玉	2.22	0.07	48.8	2.7	1,700	3,486
千葉	2.11	0.09	51.6	2.2	1,344	2,606
東京	2.00	0.06	32.0	2.4	6,788	21,184
神奈川	2.09	0.08	46.5	2.6	2,236	4,808
新潟	2.12	0.06	57.8	2.4	1,146	1,982
富山	2.08	0.04	56.1	1.2	602	1,074
石川	2.28	0.10	56.7	0.9	631	1,113
福井	2.35	△0.05	57.1	0.5	427	748
山梨	2.03	0.04	56.0	2.5	349	623
長野	2.17	0.03	58.1	1.6	989	1,701
岐阜	2.17	0.03	55.3	0.5	897	1,621
静岡	2.15	0.10	51.7	2.6	1,565	3,029
愛知	2.02	0.05	46.2	2.3	2,949	6,378
三重	2.26	0.06	58.3	0.2	712	1,221
滋賀	2.28	0.05	55.7	0.9	492	884
京都	2.23	0.10	52.6	3.1	991	1,884
大阪	2.08	0.07	43.1	2.1	3,561	8,261
兵庫	2.16	0.05	51.0	2.8	1,770	3,473
奈良	2.79	0.12	59.8	2.4	394	659
和歌山	2.46	0.10	62.1	3.4	385	620
鳥取	2.28	0.06	58.6	2.1	277	473
島根	2.49	0.09	69.5	3.6	401	577
岡山	2.45	△0.07	52.8	1.3	783	1,484
広島	2.18	0.02	48.1	1.0	1,136	2,361
山口	2.59	0.01	57.6	1.7	545	946
徳島	2.26	0.06	60.8	0.5	309	508
香川	2.05	0.10	55.7	2.3	483	867
愛媛	2.22	0.06	53.7	1.5	556	1,035
高知	2.36	0.06	61.5	1.8	326	530
福岡	2.12	0.05	50.6	1.5	1,987	3,930
佐賀	2.61	0.06	68.7	2.4	409	595
長崎	2.54	0.17	61.3	4.7	620	1,012
熊本	2.32	0.07	56.9	1.9	749	1,317
大分	2.58	0.12	62.3	2.9	536	860
宮崎	2.45	0.05	63.0	△0.6	523	830
鹿児島	2.40	0.06	60.4	1.3	775	1,284
沖縄	2.66	△0.07	59.3	1.6	601	1,013

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

4 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

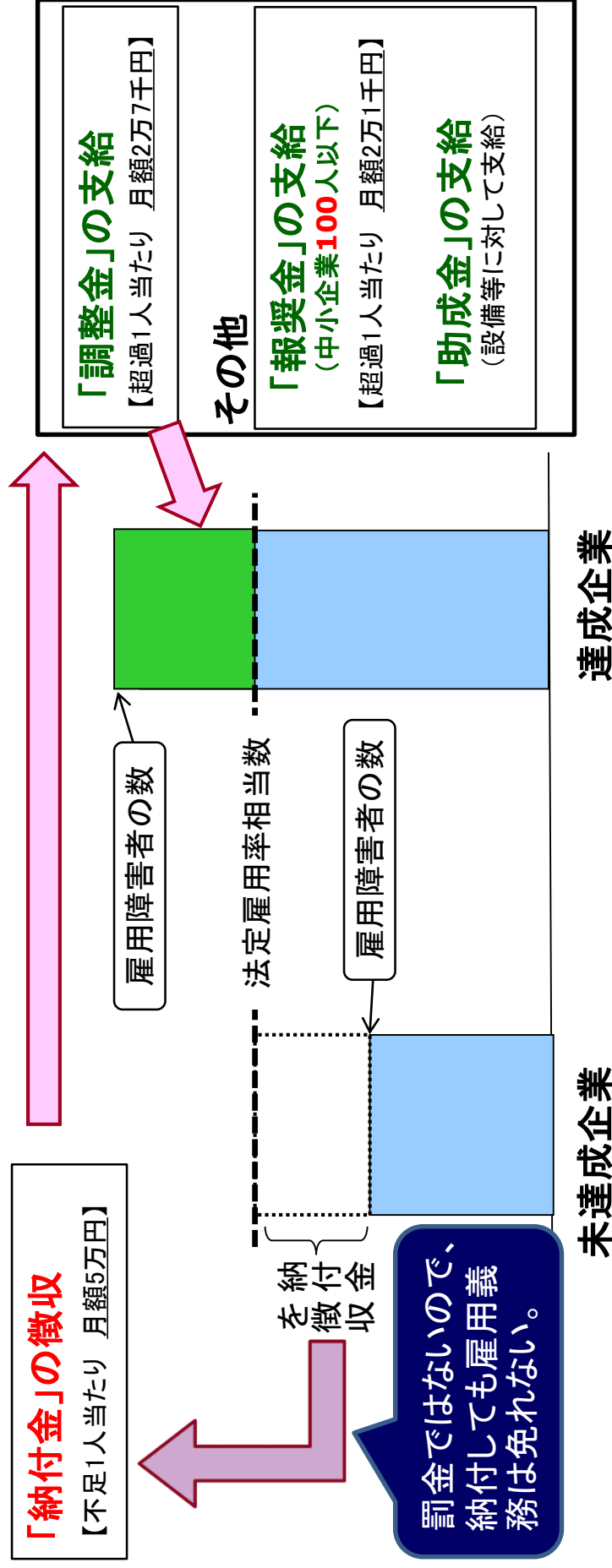
[指導実績]

- 平成30年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 430社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 40社
 - * 「特別指導」の実施 26社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 190社 (30年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 30年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

5 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る目的で、雇用率未達成企業（常用労働者100人超）から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者雇用に関する各種の助成金を支給する制度をいいます。



※ 制度発足時は、常用労働者が300人を超える事業主を対象、平成22年7月より常用労働者が200人を超える事業主に拡大、平成27年4月から常用労働者が100人を超える事業主に拡大

第3 公的機関・独立行政法人等における雇用状況

1 公的機関における雇用状況

(1) 県の機関

県の機関（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 149.0 人で、前年より 8.4%（11.5 人）増加しており、実雇用率は 2.82%と前年に比べ 0.15 ポイント上昇した。

(2) 市町の機関

市町の機関（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 378.5 人で、前年より 15.6%（51.0 人）増加しており、実雇用率は 2.18%と前年に比べ 0.28 ポイント低下した。

なお、26 機関中 14 機関以外が法定雇用率を達成している。

(3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会（法定雇用率 2.4%）に在職している障害者の数は 234.5 人で、前年より 30.3%（54.5 人）増加しており、実雇用率は 1.60%で前年と同率。

市町の教育委員会（法定雇用率 2.5%）に在籍している障害者の数は、4.0 人で、前年より 33.3%（2.0 人）減少しており、実雇用率は 0.97%と前年に比べ 1.43 ポイント低下した。

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 42.0 人で前年より 10.5%（4.0 人）増加し、実雇用率は 2.71%と前年に比べ 0.21 ポイント上昇した。

4 機関中すべての機関が法定雇用率を達成している。

第7表 公的機関・独立行政法人等における障害者の雇用状況

【栃木県】

項目	① 機 関 数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	③					E 計 (A×2+B+C+ (D-E)×0.5)+E	④ 実 雇 用 率 (③E÷②×100)%	
			A 重度障害者(身 体・知的) (1週間の所定労働 時間が30時間以 上)	B 重度以外の障害 者(身体・知的・精 神) (1週間の所定労働 時間が30時間以 上)	C 重度障害者である 短時間職員(身体・ 知的) (1週間の所定労働 時間が20時間以上 30時間未満)	D 重度以外の障害者 である短時間職員 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働 時間が20時間以上 30時間未満)	E Dのうち(注1)該当 者			
機 関	知事部局	1	4,783.5	36	48	3	13	7	133.0	2.78%
	警察本部	1	505.0	5	4	2	0	0	16.0	3.17%
	計	2	5,288.5	41	52	5	13	7	149.0	2.82%
市 町 等	市	14	14,896.5	86	157	3	1	0	332.5	2.23%
	町	11	2,295.0	13	18	0	0	0	44.0	1.92%
	広域行政	1	147.5	0	2	0	0	0	2.0	1.36%
	計	26	17,339.0	99	177	3	1	0	378.5	2.18%
教育委員会	県	1	13,058.5	57	113	3	6	3	234.5	1.80%
	市	1	190.5	0	1	0	0	0	1.0	0.52%
	町	3	224.0	0	3	0	0	0	3.0	1.34%
	計	5	13,473.0	57	117	3	6	3	238.5	1.77%
地方独立行政法人等	4	1,552.5	11	19	1	0	0	42.0	2.71%	
合 計	37	37,653.0	208	365	12	20	10	808.0	2.15%	

令和元年6月1日現在

(注1) 精神障害者である短時間労働者のうち、次のいずれかに該当する者は0.5ではなく1とカウントします。
 ①平成28年6月2日以降採用された者であること。
 ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること。

第8表 国・地方公共団体における障害者の在職状況

① 法定雇用率2.5%が適用される国・地方公共団体

【全国】

令和元年6月1日現在

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	C. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員				
国	機関 44 (43)	328,132.5 (320,654.0)	1,473 (993)	4,285 (1,800)	213 (67)	266 (99)	7,577.0 (3,902.5)	2.31 (1.22)	27 (8)	61.4 (18.6)
都道府県	158 (161)	345,606.0 (337,872.0)	2,442 (2,297)	3,594 (3,198)	299 (237)	512 (431)	9,033.0 (8,244.5)	2.61 (2.44)	122 (99)	77.2 (61.5)
市町村	2,441 (2,470)	1,200,580.0 (1,140,348.5)	7,494 (7,147)	12,924 (11,874)	569 (524)	994 (907)	28,978.0 (27,145.5)	2.41 (2.38)	1,766 (1,718)	72.3 (69.6)
合計 (平成30年)	2,643 (2,674)	1,874,318.5 (1,798,874.5)	11,409 (10,437)	20,803 (16,872)	1,081 (828)	1,772 (1,437)	45,588.0 (39,292.5)	2.43 (2.18)	1,915 (1,825)	72.5 (68.2)

(注) 第2表に同じ

② 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会

【全国】

令和元年6月1日現在

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	C. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員				
教育委員会 (平成30年)	機関 100 (100)	714,968.5 (662,641.5)	3,616 (3,467)	5,815 (5,301)	210 (178)	441 (389)	13,477.5 (12,607.5)	1.89 (1.90)	38 (39)	38.0 (39.0)

(注) 第2表に同じ

【参考資料】

第1 栃木県の身体障害者の現状

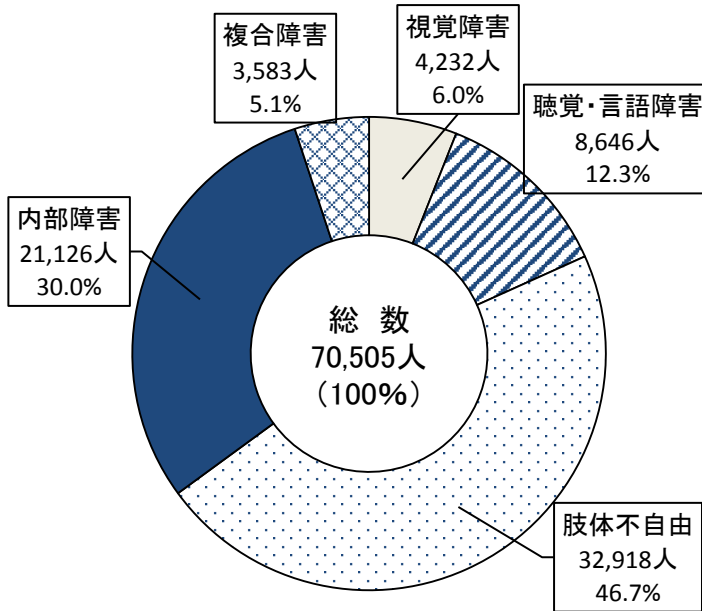
1 身体障害者の数

県内の身体障害者は平成31年4月1日現在、70,505人であり、前年度より269人(0.38%)増加している。

これを障害部位別にみると、肢体不自由46.7%、内部障害30.0%、聴覚・言語障害12.3%、視覚障害6.0%、複合障害5.1%となっている。

第1図 身体障害者手帳交付状況

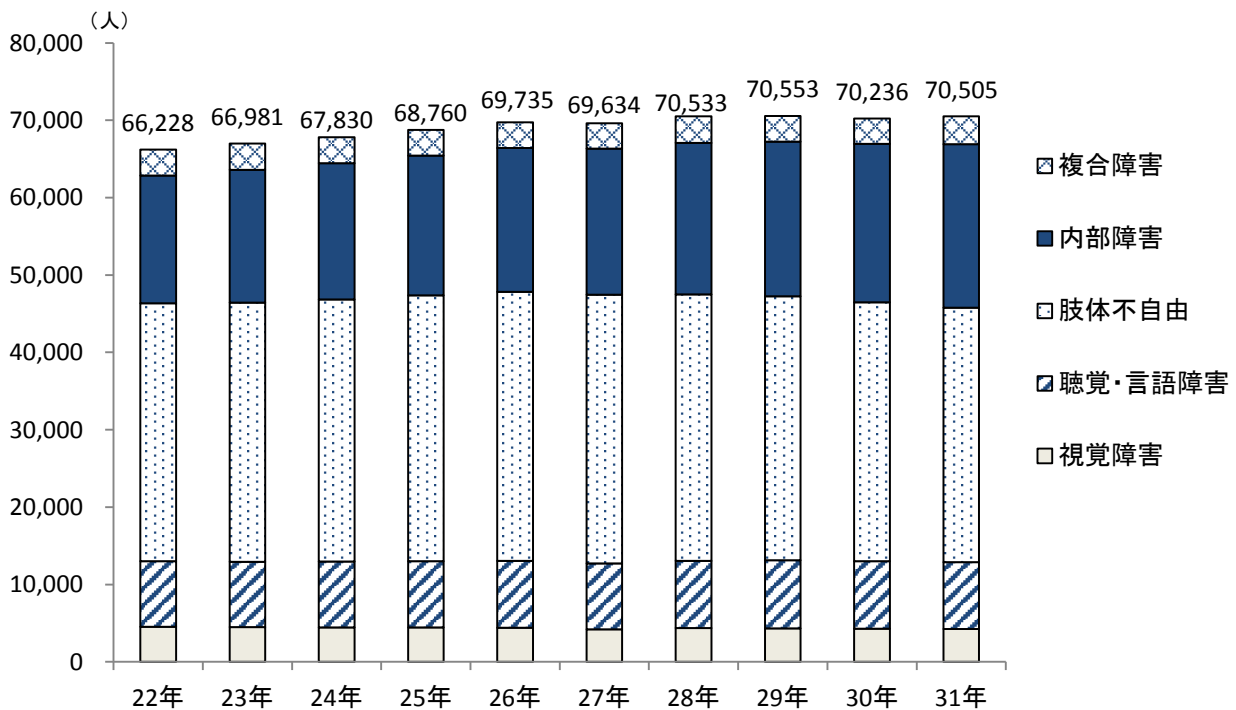
平成31年4月1日現在



【資料出所：栃木県障害福祉課】

第2図 身体障害者数の推移

(各年4月1日現在)



【資料出所：栃木県障害福祉課】

2 就職を希望する身体障害者の状況

平成30年度に身体障害者が県内のハローワークに求職の申込みを行った件数は936件で、前年度より3.5%減少した。

また、平成31年3月末現在において県内の公共職業安定所に登録している身体障害者は6,052人と前年に比べ3.9%増加した。

第1表 身体障害者の職業紹介と求職登録の状況

区 分	新規求職 申込件数	就職件数	新規登録者数	期末現在 登録者数	左の内訳		
					有効求職者数	就 業 中	保 留 中
平成16年度	910	393	420	4,767	1,564	3,177	26
平成17年度	842	396	390	4,891	1,617	3,256	18
平成18年度	734	358	319	5,041	1,690	3,339	12
平成19年度	813	390	296	4,503	1,174	3,286	43
平成20年度	908	372	338	4,625	1,332	3,252	41
平成21年度	799	366	347	4,620	1,253	3,314	53
平成22年度	738	386	243	4,724	1,245	3,437	42
平成23年度	875	359	299	4,940	1,411	3,493	36
平成24年度	947	419	317	5,091	1,537	3,525	29
平成25年度	1,017	464	425	5,099	1,497	3,575	27
平成26年度	1,077	461	405	5,208	1,614	3,564	30
平成27年度	1,001	485	364	5,459	1,747	3,682	30
平成28年度	963	444	385	5,728	1,880	3,766	82
平成29年度	970	438	351	5,823	1,989	3,752	82
平成30年度	936	488	362	6,052	2,039	3,899	114

(注) 1 期末現在登録者数とは、各年度3月末現在の登録者数である。

2 保留中とは、病気等の理由により職業紹介のあっせん対象外の状態をいう。

【資料出所：職業対策課集計】

第2 栃木県の知的障害者の現状

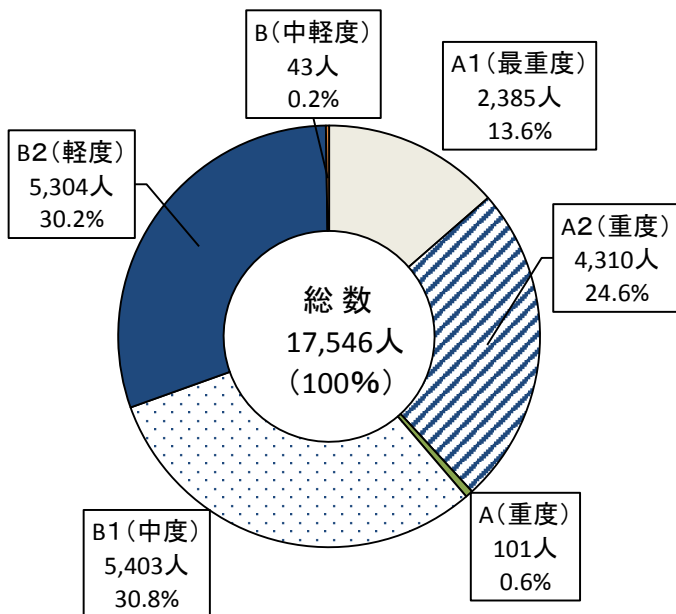
1 知的障害者の数

県内の知的障害者は平成31年4月1日現在、17,546人であり、前年度より503人(3.0%)増加している。

これを障害程度別にみると、A1(最重度)13.6%、A2(重度)24.6%、A(重度)0.6%、B1(中度)30.8%、B2(軽度)30.2%、B(中軽度)0.2%となっている。

第3図 療育手帳交付状況

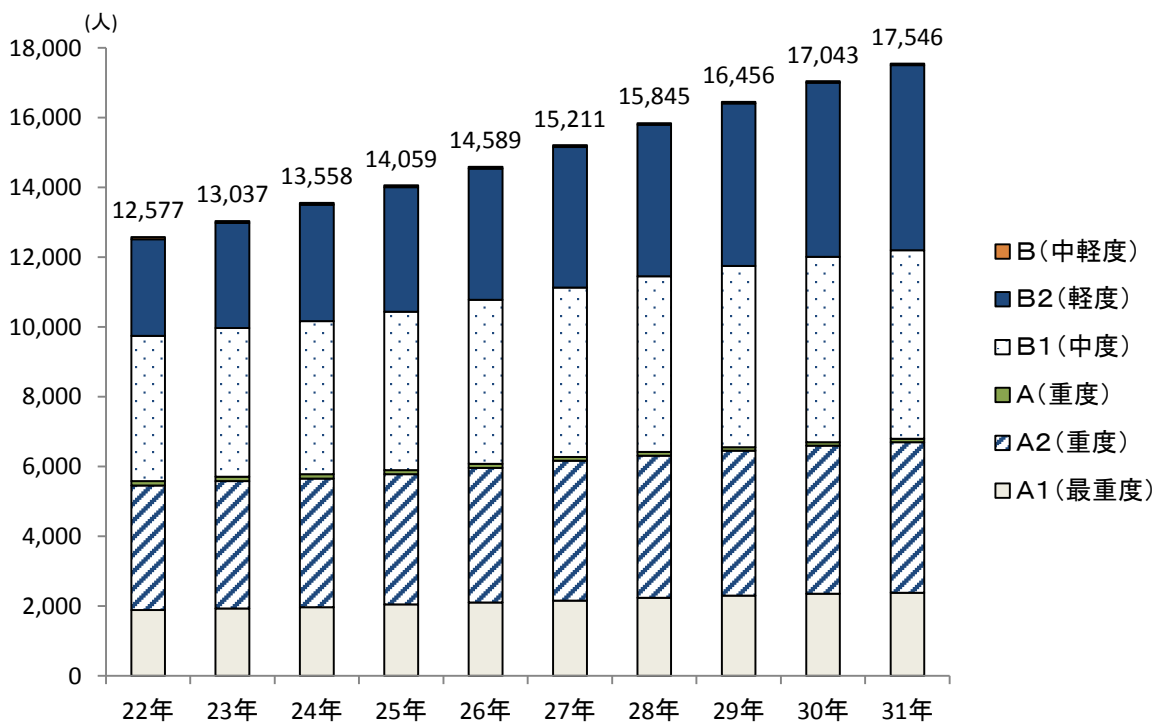
平成31年4月1日現在



【資料出所：栃木県障害福祉課】

第4図 知的障害者数の推移

各年4月1日現在



【資料出所：栃木県障害福祉課】

※障害程度は、昭和54年度に「A・B」の2段階から、「A1・A2・B1・B2」の4段階に細分化されました。

2 就職を希望する知的障害者の状況

平成30年度に知的障害者が県内のハローワークに求職の申し込みを行った件数は623件となっており、前年と比べて5.6%増加した。

また、平成31年3月末現在において県内の公共職業安定所に登録している知的障害者は4,278人と前年に比べ6.6%増加し、就業中の障害者も6.9%増加している。

第2表 知的障害者の職業紹介と求職登録の状況

区 分	新規求職 申込件数	就職件数	新規登録者数	期末現在 登録者数	左の内訳		
					有効求職者数	就 業 中	保 留 中
平成16年度	275	122	178	2,117	531	1,583	3
平成17年度	295	184	166	2,199	573	1,624	2
平成18年度	276	198	167	2,320	617	1,702	1
平成19年度	367	219	175	2,261	503	1,735	23
平成20年度	340	183	194	2,384	558	1,799	27
平成21年度	315	195	191	2,501	578	1,882	41
平成22年度	329	220	179	2,619	616	1,978	25
平成23年度	373	221	182	2,803	724	2,059	20
平成24年度	484	244	254	3,022	817	2,183	22
平成25年度	488	293	277	3,201	874	2,310	17
平成26年度	472	330	243	3,371	911	2,440	20
平成27年度	601	366	309	3,639	990	2,628	21
平成28年度	553	358	254	3,848	1,044	2,769	35
平成29年度	590	389	265	4,012	1,052	2,909	51
平成30年度	623	390	298	4,278	1,108	3,109	61

(注) 第1表に同じ

【資料出所：職業対策課集計】

第3 栃木県の精神障害者の現状

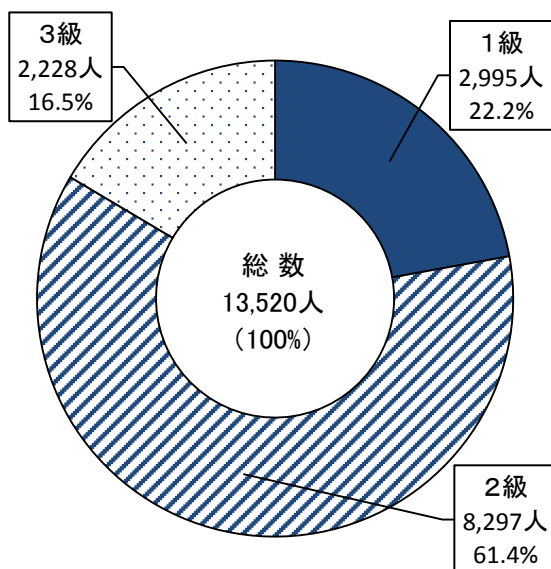
1 精神障害者の数

県内の精神障害者保健福祉手帳交付者数は平成31年3月31日現在、13,520人であり、前年度より994人(7.9%)増加している。

これを障害程度別にみると、1級(日常生活不能)22.2%、2級(日常生活著しい制限)61.4%、3級(日常・社会生活制限)16.5%となっている。

第5図 精神障害者保健福祉手帳交付状況

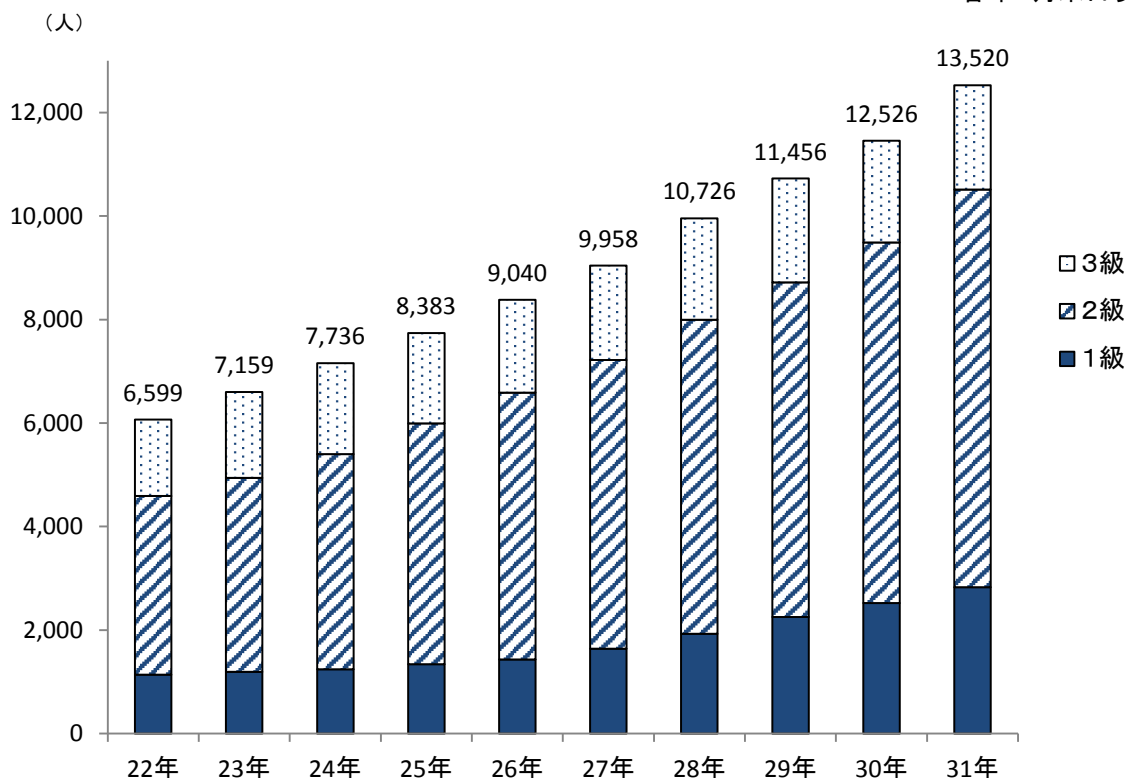
平成31年3月31日現在



【資料出所：栃木県障害福祉課】

第6図 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

各年3月末日現在



【資料出所：栃木県障害福祉課】

2 就職を希望する精神障害者の状況

平成30年度に精神障害者が県内のハローワークに求職の申込みを行った件数は1,525件で、前年度より3.7%増加した。

また、平成31年3月末現在において県内の公共職業安定所に登録している精神障害者は3,894人と前年に比べ17.2%増加し、就業中の障害者も22.2%増加している。

第3表 精神障害者の職業紹介と求職登録の状況

区 分	新規求職 申込件数	就職件数	新規登録者数	期末現在 登録者数	左の内訳		
					有効求職者数	就 業 中	保 留 中
平成16年度	155	48	85	309	196	98	15
平成17年度	174	76	85	375	252	108	15
平成18年度	249	113	133	504	334	157	13
平成19年度	275	115	122	551	345	186	20
平成20年度	334	154	151	632	399	208	25
平成21年度	327	175	133	699	416	253	30
平成22年度	380	243	108	769	437	306	26
平成23年度	566	313	216	975	589	366	20
平成24年度	748	393	271	1,223	761	444	18
平成25年度	1,022	446	427	1,534	982	540	12
平成26年度	1,124	569	444	1,904	1,143	745	16
平成27年度	1,253	601	488	2,318	1,356	943	19
平成28年度	1,386	726	516	2,826	1,613	1183	30
平成29年度	1,470	715	561	3,322	1,901	1381	40
平成30年度	1,525	816	607	3,894	2,156	1,687	51

(注) 第1表に同じ

【資料出所：職業対策課集計】

第4 障害者の就労支援

1 ハローワークにおける障害者の就労支援

○職業相談・職業紹介

ハローワークでは、就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施しています。

なお、障害者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言や支援を実施し、必要に応じて専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

また、求人者・求職者の効果的なマッチングを図るために就職面接会等も実施しています。

○障害者向け求人確保

障害者向けの求人開拓を行うとともに、一般求人として申し込まれた求人についても障害者の就労に適した内容の場合は、障害者向け求人への転換を勧奨するなどにより障害者向け求人確保に努めています。

○法定雇用率達成指導

一定規模以上の企業は、障害者雇用促進法で定められた障害者雇用率を達成する義務があることから、毎年、障害者雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対しては障害者の雇用指導を行っています。

この事業主に対する指導においては、事業主指導部門と職業相談部門とが連携して、雇用率未達成企業から障害者向け求人を新規に開拓し、職業紹介を積極的に実施することにより、障害者の雇用機会の拡大を図っています。

栃木県内の公共職業安定所(ハローワーク)

ハローワーク	〒	所在地	TEL	FAX	管轄区域
宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階	028(638)0369	028(638)0376	宇都宮市・上三川町・高根沢町
那須烏山出張所	321-0622	那須烏山市城東4-18	0287(82)2213	0287(84)0199	那須烏山市・那珂川町
鹿沼	322-0031	鹿沼市睦町287-20	0289(62)5125	0289(63)2482	鹿沼市
栃木	328-0032	栃木市神田町8-5	0282(22)4135	0282(23)4285	栃木市・壬生町
佐野	327-0014	佐野市天明町2553	0283(22)6260	0283(21)1256	佐野市
足利	326-0057	足利市丸山町688-14	0284(41)3178	0284(42)7439	足利市
真岡	321-4305	真岡市荒町5101	0285(82)8655	0285(84)7948	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
矢板	329-2162	矢板市末広町3-2	0287(43)0121	0287(43)6391	さくら市・矢板市・塩谷町
大田原	324-0058	大田原市紫塚1-14-2	0287(22)2268	0287(22)5653	大田原市・那須塩原市(旧西那須野町、旧塩原町)
小山	323-0014	小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーブ・エストウオーク内	0285(22)1524	0285(24)3574	小山市・下野市・野木町
日光	321-1272	日光市今市本町32-1	0288(22)0353	0288(21)0219	日光市
黒磯	325-0027	那須塩原市共墾社119-1	0287(62)0144	0287(64)3884	那須塩原市(旧黒磯市)・那須町

2 その他の障害者就労支援機関

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

① 地域障害者職業センター

障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助(ジョブコーチ)等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施しています。

機関名	所在地	〒	TEL	FAX
栃木障害者職業センター	宇都宮市睦町3-8	320-0865	028(637)3216	028(637)3190

② 地域高齢・障害者雇用支援センター

障害者雇用納付金の申告受付、調整金、報奨金や各種助成金の申請受付を行うほか、障害者の雇用の啓発活動、調査研究を行っています。

機関名	所在地	〒	TEL	FAX
栃木支部高齢・障害者業務課	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業訓練支援センター内	320-0072	028(650)6226	028(623)0015

(2) 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関の連携し、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施しています。

機関名	所在地	〒	TEL	FAX
県南圏域障害者就業・生活支援センター「めーぶる」	下都賀郡壬生町あけぼの町5-6	321-0206	0282(86)8917	0282(21)7109
両毛圏域障害者就業・生活支援センター	足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内	326-0032	0284(44)2268	0284(44)2268
県東圏域障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」	真岡市荒町111-1	321-4305	0285(85)8451	0285(85)8452
県北圏域障害者就業・生活支援センター「ふれあい」	さくら市桜野1270	329-1312	028(681)6633	028(681)6634
県西圏域障害者就業・生活支援センター「フィールド」	鹿沼市武子1566 (福)希望の家内	322-0007	0289(63)0100	0289(60)2588
宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	宇都宮市平出工業団地43-100	321-0905	028(678)3256	028(678)3257

(3) 発達障害者の就労支援

発達障害者で「働きたい」「今、働いているけどうまく仕事ができない」といった仕事の悩みを抱えている方や、一緒に働いている方々からの相談を受けています。働くための準備、お互いに働きやすい職場づくりの支援をしています。

機関名	所在地	〒	TEL	FAX
栃木県発達障害者支援センター(ふおーゆう)	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎリハビリテーションセンター内	320-8503	028(623)6111	028(623)7255

(4) 難治性疾患患者の就労支援

難病患者の就労相談や日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進を行っています。

機関名	所在地	〒	TEL	FAX
とちぎ難病相談支援センター	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森1階	320-8503	028(623)6113	028(623)6100

3 障害者の雇用に関する主な助成・支援制度

(令和2年2月現在)

1 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れ、当該障害者を助成金の支給終了後も引き続き雇用することが確実である事業主に対して助成するもので、障害者の方の雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的としています。

	対象者	大企業	中小企業
短時間以外の労働者	45歳未満の身体・知的障害者	50万円（1年）	120万円（2年）
	精神障害者、重度障害者、45歳以上の身体・知的障害者	100万円（1年6か月）	240万円（3年）
短時間労働者	身体・知的・精神障害者	30万円（1年）	80万円（2年）

2 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、事業主の方からは、雇い入れた対象者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。また、雇い入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

対象者	大企業	中小企業
短時間以外の労働者	50万円（1年）	120万円（2年）
短時間労働者	30万円（1年）	80万円（2年）

3 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

障害者雇用の経験のない中小企業（支給申請時点の雇用常用労働者数が45.5人から300人の企業）が障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成するもので、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的としています。受給額は、120万円です。

4 トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

障害者に対して試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成するものであり、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用後の継続雇用への移行の促進を目的としています。

期間は最長3か月間（精神障害者の場合は最長6か月間）を対象として助成をします。

受給額は、月額4万円（精神障害者を雇用する場合は雇入れから3か月間は月額8万円）です。

5 トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

直ちに週20時間以上勤務することが困難な精神障害者及び発達障害者について、3か月から12か月の期間中に20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成するもので、相互理解を促進し雇用機会の確保を図ることを目的としています。受給額は、月額4万円（最長12か月間）です。

6 障害者雇用安定助成金

[お問い合わせ先 ⇒ ハローワーク]

障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う者を配置する事業主や、特に職場定着に困難を抱える障害者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主に対して助成するもので障害者の職場適応・職場定着を図ることを目的としています。（取組み内容により受給額が異なります）

7 障害者職場実習推進事業

[お問い合わせ先 ⇒ 職業対策課・ハローワーク]

障害者に接する機会、共に働くことを具体的に検討する機会として、雇用を前提にせずに活用いただくこともできますので、障害者を受け入れる現場の「従業員の障害者雇用への理解促進」や「受入時の不安軽減」にも効果的な制度です。(ハローワークでリーフレット等によるご説明も行っております。)

8 ジョブコーチ支援

[お問い合わせ先 ⇒ 栃木障害者職業センター]

障害者の就職及び職場適応のため、就職前後を問わずジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向き、作業指導や対人関係等の支援のほか、職務や職場環境の改善等について、事業主の相談にも応じます。支援期間は、標準で2～4か月です。

9 障害者雇用納付金制度

[お問い合わせ先 ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部]

○障害者を雇用する事業主に対して助成援助を行うための事業主の共同拠出による制度です。

① 障害者雇用調整金	常用雇用労働者数が100人超の事業主で法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合、その超えて雇用している障害者1人につき月額27,000円を支給
② 報奨金	常用雇用労働者数が100人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合、その一定数を超えて雇用している障害者1人につき月額21,000円を支給
③ 各種助成金	事業主が障害者の雇用に伴い、作業施設・設備の設置又は整備や特別な雇用管理を行う場合に、事業主の経済的負担を軽減するために費用の一部を助成
障害者作業施設設置等助成金	障害者の作業を容易にするための作業設備や、トイレやスロープなど付帯施設の設置等に対する助成：助成率2/3
障害者福祉施設設置等助成金	障害者の利用に配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等福利厚生施設の設置・整備等に対する助成：助成率1/3
障害者介助等助成金	障害者を常用労働者として雇用している場合の、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のため必要な介助等に対する助成：助成率3/4または2/3等
重度障害者等通勤対策助成金	障害者の通勤を容易にするため必要な住宅の賃貸等、指導員の配置、駐車場の賃貸等に対する助成：助成率3/4
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障害者、重度知的障害者、重度精神障害者を多数雇用するための事業施設等の設置・整備に対する助成：助成率2/3

10 税制上の優遇措置

[お問い合わせ先 ⇒ 最寄りの税務署、県税事務所、市町役場]

障害者を雇用する事業所を支援するために、税制上の優遇措置があります。

- ・機械等の割増償却【所得税・法人税】、障害者の「働く場」の発注促進税制【所得税・法人税・法人住民税】、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の非課税措置【所得税・法人税】(税務署)
- ・不動産取得税の軽減措置(県税事務所)
- ・固定資産税の軽減措置、事業所税の軽減措置(市町役場)

11 栃木県障害者就業体験事業

[お問い合わせ先 ⇒ 県労働政策課、各障害者就業・生活支援センター]

障害者雇用に関心や理解を持つ県内事業所を受け入れ協力事業所として登録し、受講生が就職を希望する業務と一致した場合に2週間以内の職場体験実習の機会を提供します。

実習内容は、各受け入れ協力事業所の業務内容に沿ったものとし、受講生の決定は受け入れ協力事業所と受講希望者が直接面接を行い、双方の合意の上で行います。

職場体験実習に際しては、担当者が受講生に対して事前準備を行うほか、個別のフォローを行います。また、万一の事故等に備えて、受講生は傷害保険及び賠償責任保険に加入します。

受け入れ協力事業所には、受講生の受け入れ1人につき1日1,000円の謝金をお支払いします。

*就業体験ですので、実習期間中の賃金は発生しません。

*受け入れ協力事業所の一覧は、社会福祉法人せせらぎ会のホームページ<http://www.seseragikai.jp>でご覧いただけます。

※ 特別支援学校の就業体験活動

[お問い合わせ先 ⇒ 栃木県教育委員会事務局特別支援教育室]

特別支援学校の生徒が、企業で働く体験を通して将来の社会生活に必要な能力や態度、習慣を身に付けたり、働くことの意義や自分の能力・適性を考えたりするために実施しています。

また、事業主及び従業員の方に、特別支援学校の教育や障害のある生徒について理解していただく良い機会となっています。(各特別支援学校でもお問い合わせに対応しております。)



報道関係者 各位

令和元年6月18日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 松本 勝彦

地方障害者雇用担当官 苔米地 幸子

(電話) 028-610-3557

(FAX) 028-637-8609

ハローワークを通じた障害者の就職件数が10年連続で増加 平成30年度 障害者の職業紹介状況等

栃木労働局（局長 浅野浩美）は、平成30年度の障害者の職業紹介状況をとりとまとめましたので、公表します。

ハローワークを通じた障害者の就職件数は、1,803件（前年度1,635件）で、平成29年度と比較すると10.3%増加し、伸び率は全国5位となりました。

また、就職率は53.6%（前年度49.8%）と前年より3.8ポイント増加し、増加率は全国2位となりました。

ポ イ ン ト

○ 新規求職申込件数は、3,363件で、対前年度比83件、2.5%の増。また、就職件数は1,803件で、同168件、10.3%の増。特に、精神障害者の就職件数は、平成26年度以降、身体障害者の就職件数を上回り、平成30年度は816件と全体の45.3%を占めている。

○ 就職率（就職件数／新規求職申込件数）は53.6%と前年（49.8%）より3.8ポイント増加した。

	新規求職		就職件数	
	申込件数	対前年度差（前年度比）	対前年度差（前年度比）	対前年度差（前年度比）
身体障害者	936件	34件減（3.5%減）	488件	50件増（11.4%増）
知的障害者	623件	33件増（5.6%増）	390件	1件増（0.3%増）
精神障害者	1,525件	55件増（3.7%増）	816件	101件増（14.1%増）
その他の障害者	279件	29件増（11.6%増）	109件	16件増（17.2%増）

○ 産業別でみると、「医療、福祉」（612件）、「製造業」（369件）、「卸売、小売業」（231件）での就職件数が昨年に引き続き多くなっている。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第81条第1項の規定により、県内ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は24人であった（平成29年度は7人）。

ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

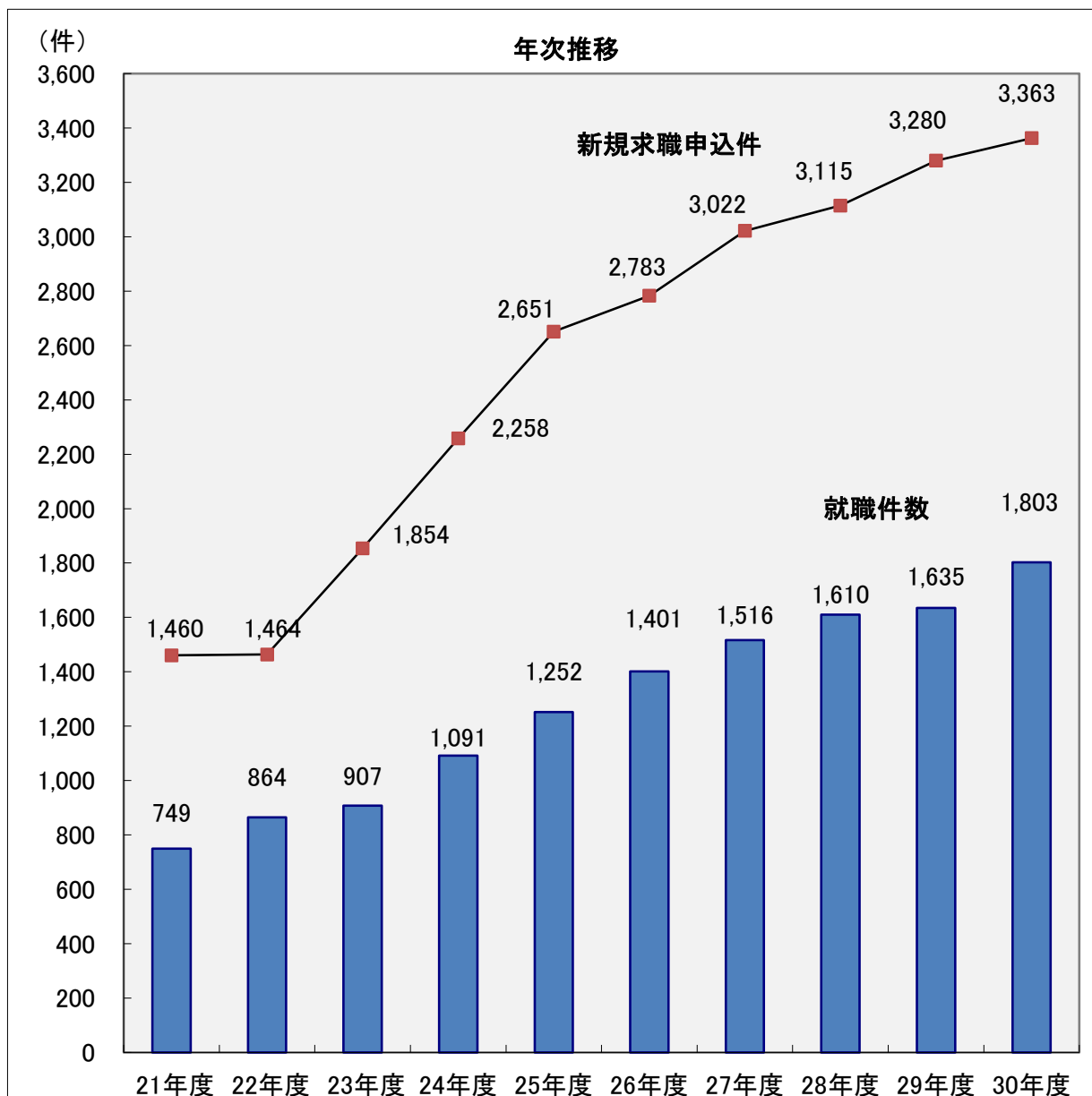
1. 概要

(件、人、%、%ポイント)

	(1)新規求職申込件数		(2)有効求職者数		(3)就職件数		(4)就職率((3)/(1))	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度差※	
21年度	1,460	△ 8.2	2,253	△ 1.9	749	5.2	51.3	6.5
22年度	1,464	0.3	2,303	2.2	864	15.4	59.0	7.7
23年度	1,854	26.6	2,738	18.9	907	5.0	48.9	△ 10.1
24年度	2,258	21.8	3,146	14.9	1,091	20.3	48.3	△ 0.6
25年度	2,651	17.4	3,416	8.6	1,252	14.8	47.2	△ 1.1
26年度	2,783	5.0	3,744	9.6	1,401	11.9	50.3	3.1
27年度	3,022	8.6	4,191	11.9	1,516	8.2	50.2	△ 0.2
28年度	3,115	3.1	4,678	11.6	1,610	6.2	51.7	1.5
29年度	3,280	5.3	5,110	9.2	1,635	1.6	49.8	△ 1.8
30年度	3,363	2.5	5,539	8.4	1,803	10.3	53.6	3.8

※対前年度差は小数点第2位以下も計算

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



2. 障害種別の職業紹介状況

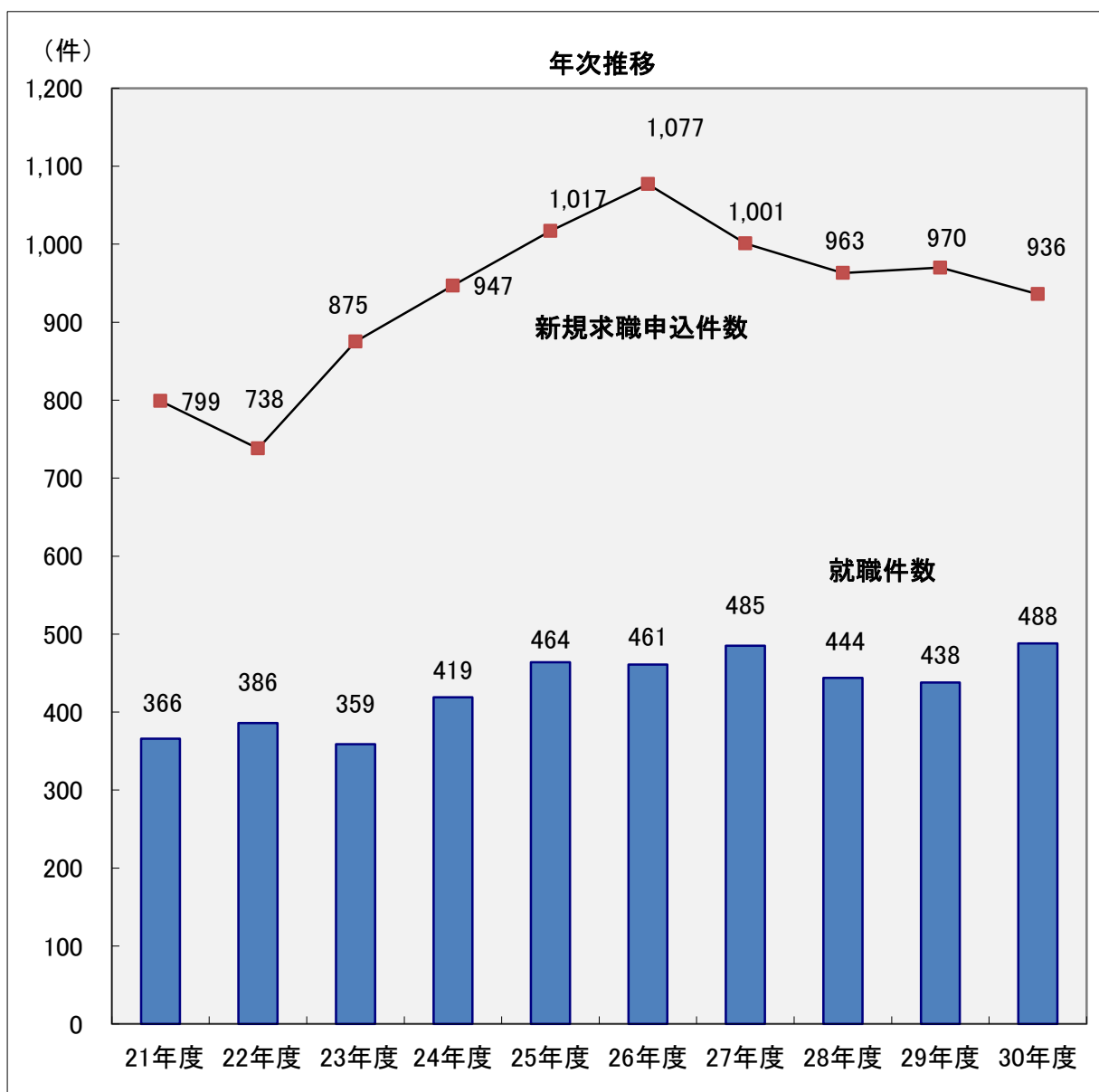
(1) 身体障害者

(件、人、%、%ポイント)

	(1) 新規求職申込件数		(2) 有効求職者数		(3) 就職件数		(4) 就職率((3)/(1))	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差※
21年度	799	△ 12.0	1,253	△ 5.9	366	△ 1.6	45.8	4.8
22年度	738	△ 7.6	1,245	△ 0.6	386	5.5	52.3	6.5
23年度	875	18.6	1,411	13.3	359	△ 7.0	41.0	△ 11.3
24年度	947	8.2	1,537	8.9	419	16.7	44.2	3.2
25年度	1,017	7.4	1,497	△ 2.6	464	10.7	45.6	1.4
26年度	1,077	5.9	1,614	7.8	461	△ 0.6	42.8	△ 2.8
27年度	1,001	△ 7.1	1,747	8.2	485	5.2	48.5	5.6
28年度	963	△ 3.8	1,880	7.6	444	△ 8.5	46.1	△ 2.3
29年度	970	0.7	1,989	5.8	438	△ 1.4	45.2	△ 1.0
30年度	936	△ 3.5	2,039	2.5	488	11.4	52.1	7.0

※対前年度差は小数点第2位以下も計算

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



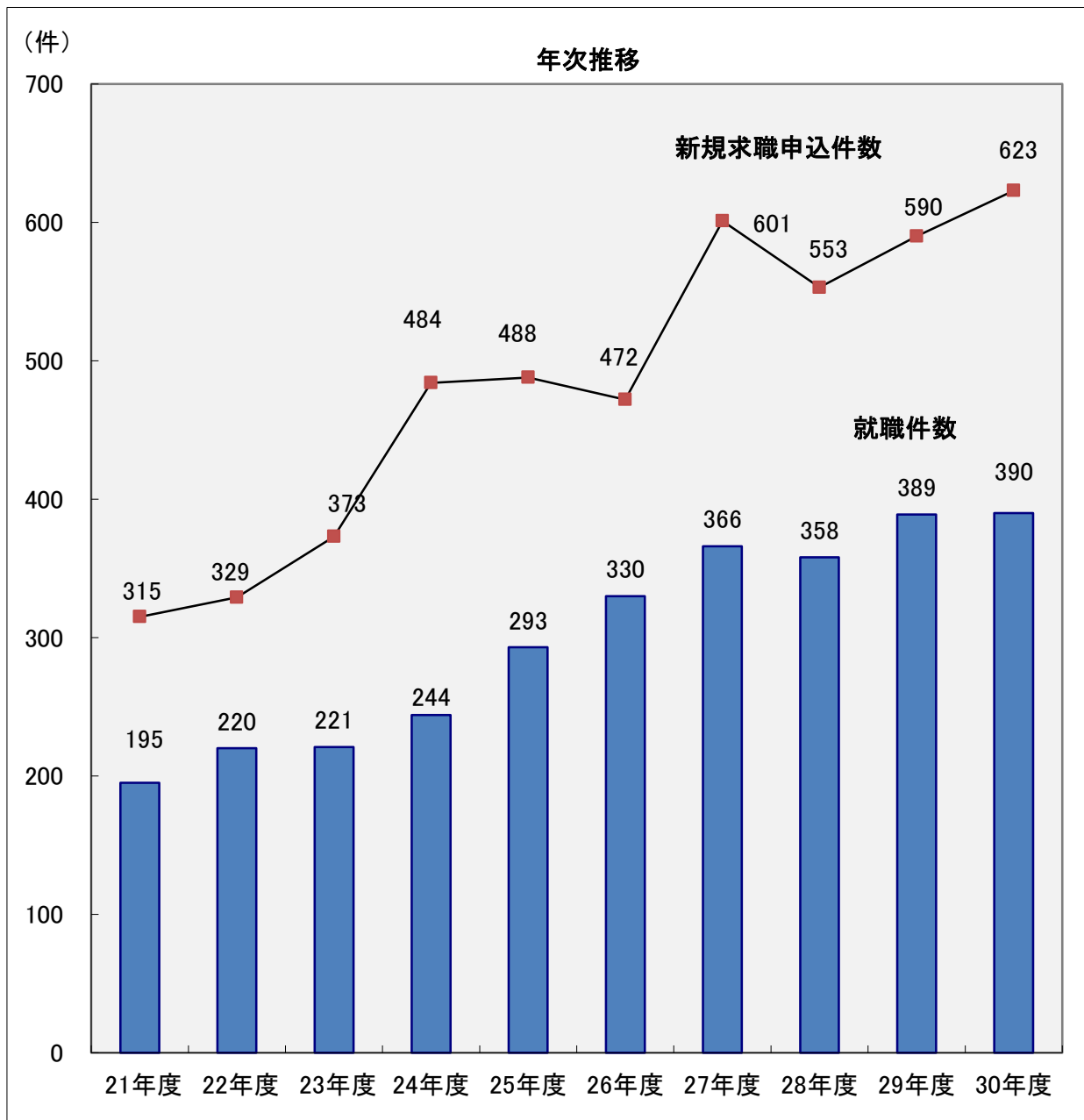
(2) 知的障害者

(件、人、%、%ポイント)

	(1) 新規求職申込件数		(2) 有効求職者数		(3) 就職件数		(4) 就職率((3)÷(1))	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差※
21年度	315	△ 7.4	578	3.6	195	6.6	61.9	8.1
22年度	329	4.4	616	6.6	220	12.8	66.9	5.0
23年度	373	13.4	724	17.5	221	0.5	59.2	△ 7.6
24年度	484	29.8	817	12.8	244	10.4	50.4	△ 8.8
25年度	488	0.8	874	7.0	293	20.1	60.0	9.6
26年度	472	△ 3.3	911	4.2	330	12.6	69.9	9.9
27年度	601	27.3	990	8.7	366	10.9	60.9	△ 9.0
28年度	553	△ 8.0	1,044	5.5	358	△ 2.2	64.7	3.8
29年度	590	6.7	1,052	0.8	389	8.7	65.9	1.2
30年度	623	5.6	1,108	5.3	390	0.3	62.6	△ 3.3

※対前年度差は小数点第2位以下も計算

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



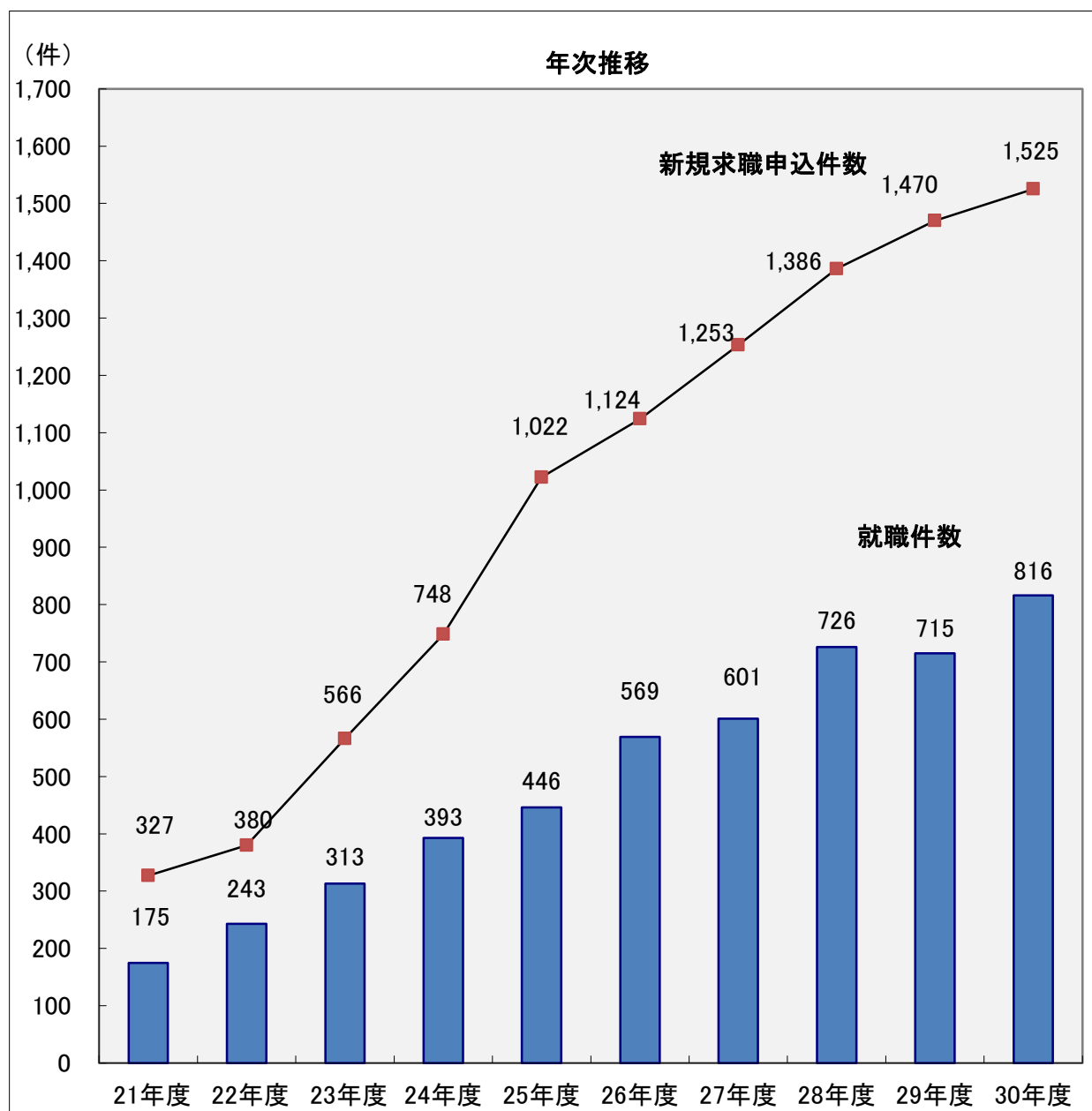
(3)精神障害者

(件、人、%、%ポイント)

	(1)新規求職申込件数		(2)有効求職者数		(3)就職件数		(4)就職率((3)÷(1))	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差※
21年度	327	△ 2.1	416	4.3	175	13.6	53.5	7.4
22年度	380	16.2	437	5.0	243	38.9	63.9	10.4
23年度	566	48.9	589	34.8	313	28.8	55.3	△ 8.6
24年度	748	32.2	761	29.2	393	25.6	52.5	△ 2.8
25年度	1,022	36.6	982	29.0	446	13.5	43.6	△ 8.9
26年度	1,124	10.0	1,143	16.4	569	27.6	50.6	7.0
27年度	1,253	11.5	1,356	18.6	601	5.6	48.0	△ 2.7
28年度	1,386	10.6	1,613	19.0	726	20.8	52.4	4.4
29年度	1,470	6.1	1,901	17.9	715	△ 1.5	48.6	△ 3.7
30年度	1,525	3.7	2,156	13.4	816	14.1	53.5	4.9

※対前年度差は小数点第2位以下も計算

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



(4) その他の障害者

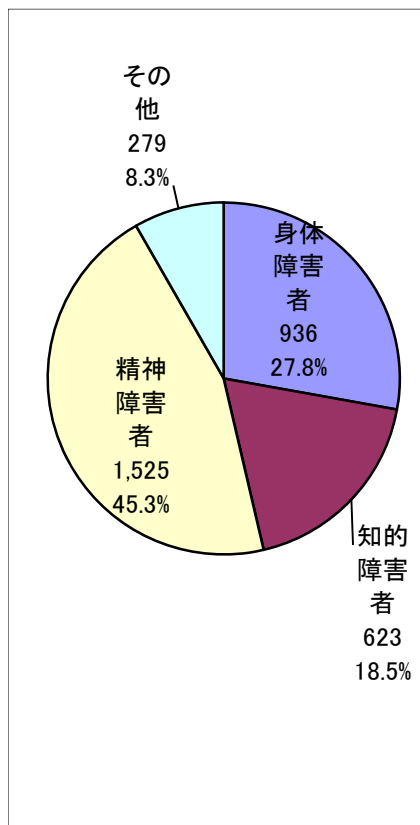
(件、人、%、%ポイント)

	(1)新規求職申込件数		(2)有効求職者数		(3)就職件数		(4)就職率((3)／(1))	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差※
21年度	19	137.5	6	△ 25.0	13	333.3	68.4	30.9
22年度	17	△ 10.5	5	△ 16.7	15	15.4	88.2	19.8
23年度	40	135.3	14	180.0	14	△ 6.7	35.0	△ 53.2
24年度	79	97.5	31	121.4	35	150.0	44.3	9.3
25年度	124	57.0	63	103.2	49	40.0	39.5	△ 4.8
26年度	110	△ 11.3	76	20.6	41	△ 16.3	37.3	△ 2.2
27年度	167	51.8	98	28.9	64	56.1	38.3	1.1
28年度	213	27.5	141	43.9	82	28.1	38.5	0.2
29年度	250	17.4	168	19.1	93	13.4	37.2	△ 1.3
30年度	279	11.6	236	40.5	109	17.2	39.1	1.9

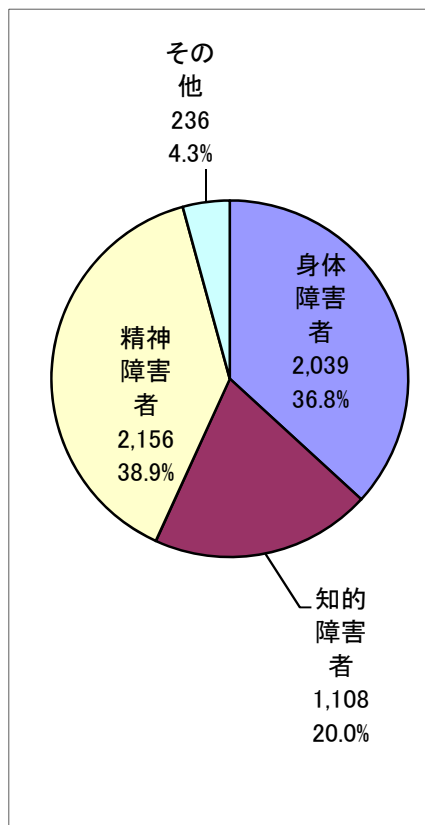
(注)「その他の障害者」とは、発達障害者、高次脳機能障害者、難病者等である。 ※対前年度差は小数点第2位以下も計算

(5) 就職件数等における障害種別の割合

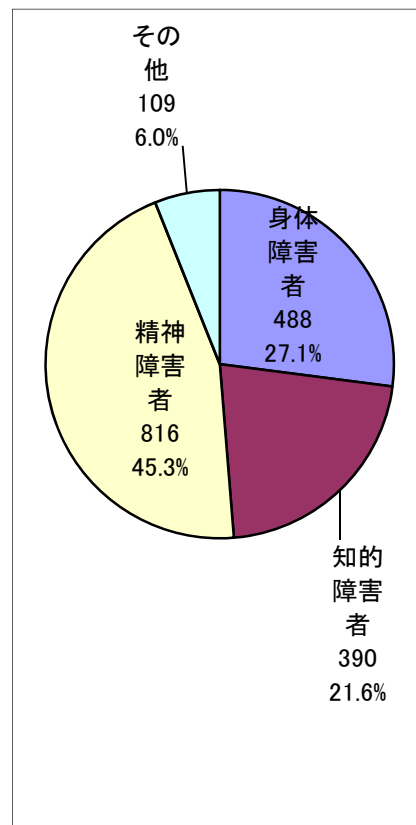
①新規求職申込件数



②有効求職者数

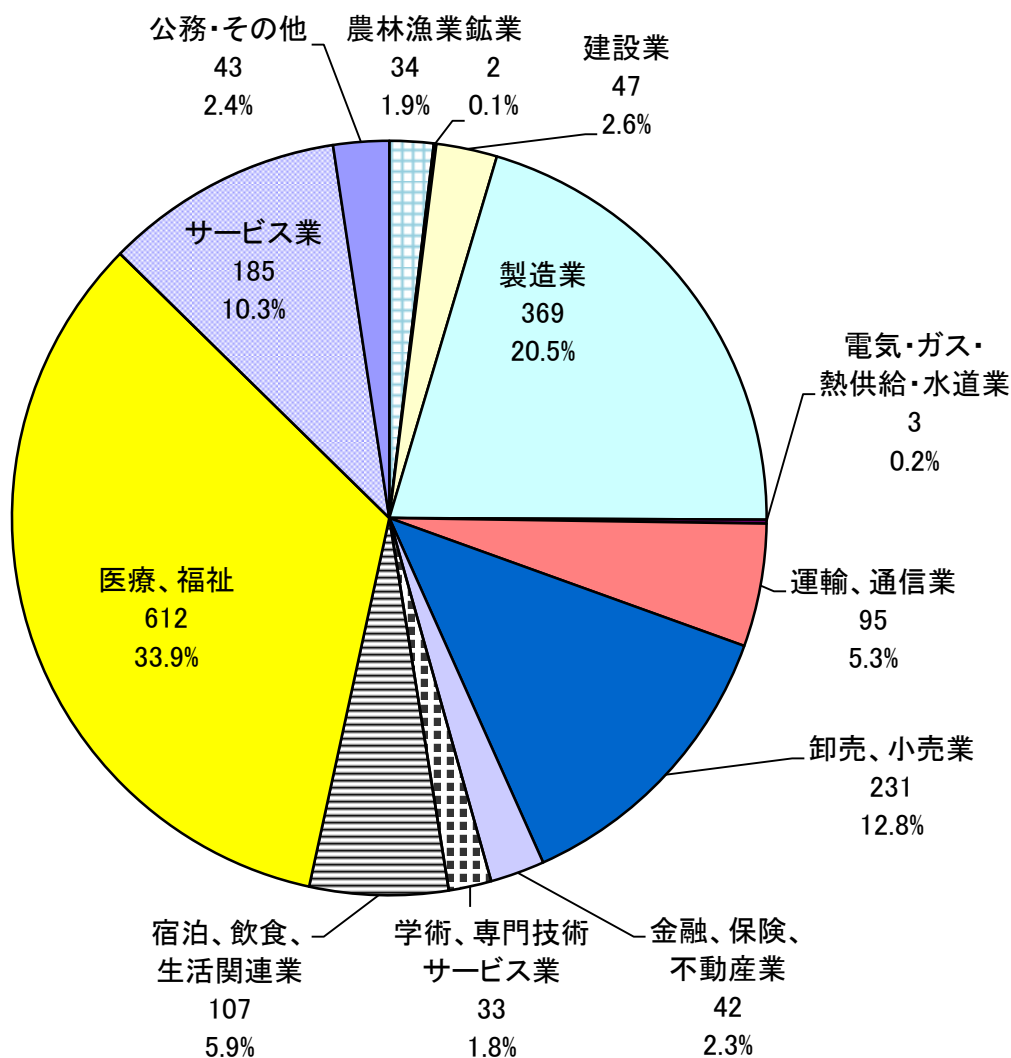


③就職件数

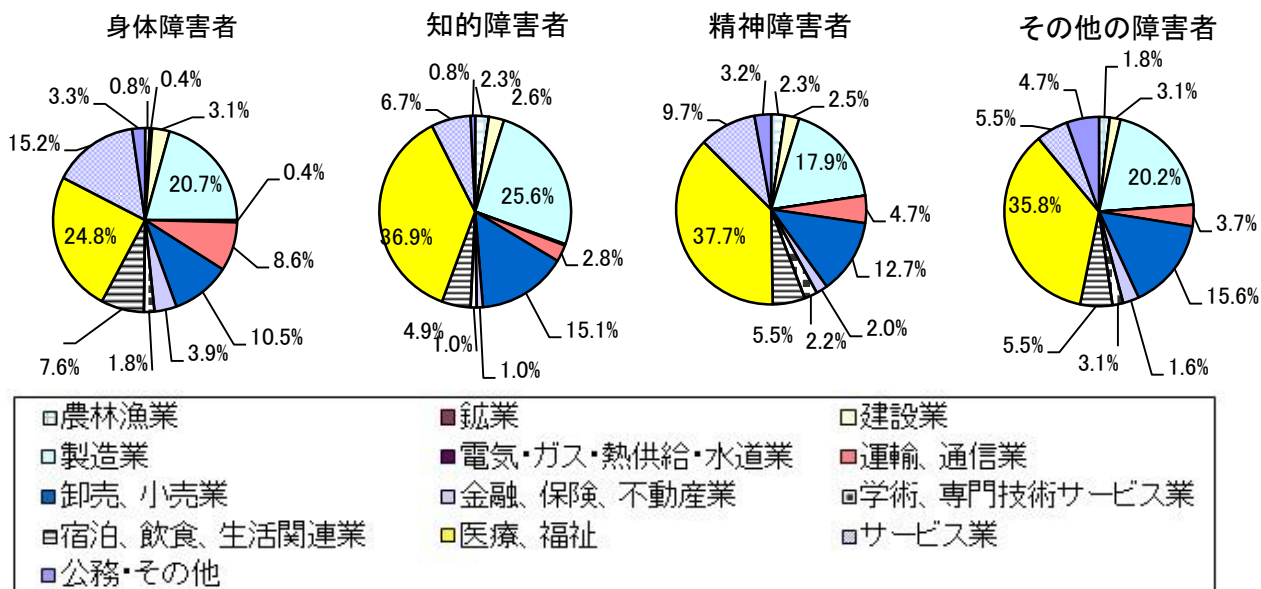


3. 産業別の就職状況

(1) 概況

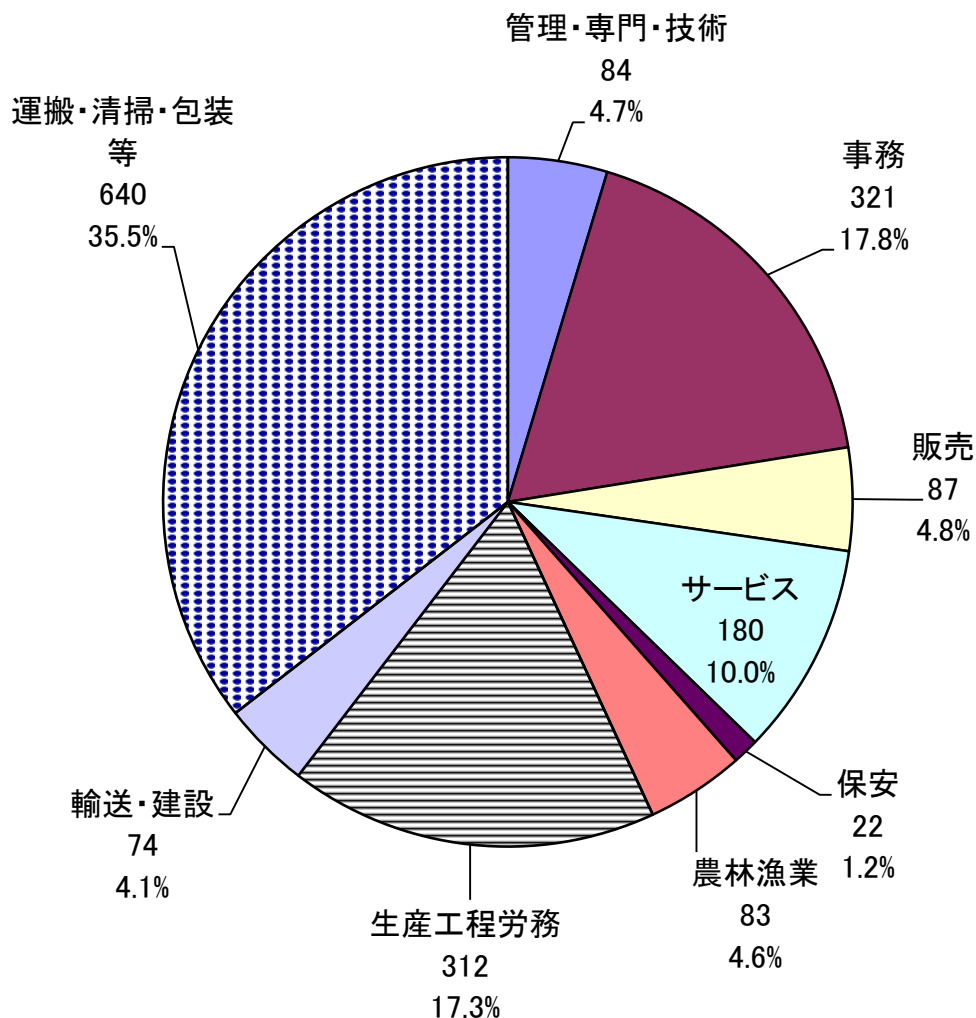


(2) 障害種別の状況



4. 職業別の就職状況

(1) 概況



(2) 障害種別の状況

